

**専用の用紙で提出いただく次の様式等は、
このデータファイルでは省略しています。**

- ・ 受験申込書
- ・ 受験手数料払込票・受験手数料払込受領証貼付用紙
- ・ 受験用写真等確認票
- ・ 送付用封筒

※ 受験を希望する方は、受験の申し込みに必要な書類（第 38 回 介護福祉士国家試験『受験の手引』）をこのホームページの「受験申し込み手続き」のページの「『受験の手引』の請求方法」をご覧ください。

予告 次回（第 39 回）試験からは、すべての受験者を対象にインターネットによる受験申し込みができるように準備中です。このため、「受験の手引」（冊子）の配布は原則行わないことを予定していますのでご了承ください。

合格発表まで大切に保管してください

第38回

介護福祉士国家試験

『受験の手引』

(最初に、この手引の6～12ページでご自分の受験資格区分と提出書類を確認してください)

受験申込
受付期間

令和7年8月6日(水)から
令和7年9月5日(金)まで(消印有効)
〔9月6日(土)以降の消印のものは、受け付けできません〕



受 験 票

令和7年12月12日(金) 発送



試 験 日

令和8年1月25日(日)
緊急のお知らせをする場合、試験センターホームページに掲載しますので、
必ずご確認ください。



「実務経験証明書」
「実務者研修修了証明書」
「卒業証明書」等の
再提出

**重
要**

受験票の受験資格欄等に「見込」と記載がある方は、
「改めて提出する書類」欄に記載されている証明書を、下
記期限までに再度提出してください。証明書の提出が無
い場合、試験は無効となり、結果通知は発送いたしません。

※提出期限：令和8年4月10日(金)



合 格 発 表

令和8年3月16日(月)14時 ホームページ掲載

※ 試験センターホームページに合格者の受験番号を掲載します。
(URL) <https://www.sssc.or.jp/>



令和8年3月19日(木) 結果通知発送 ※裏表紙参照

厚生労働大臣指定試験機関・指定登録機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

はじめに

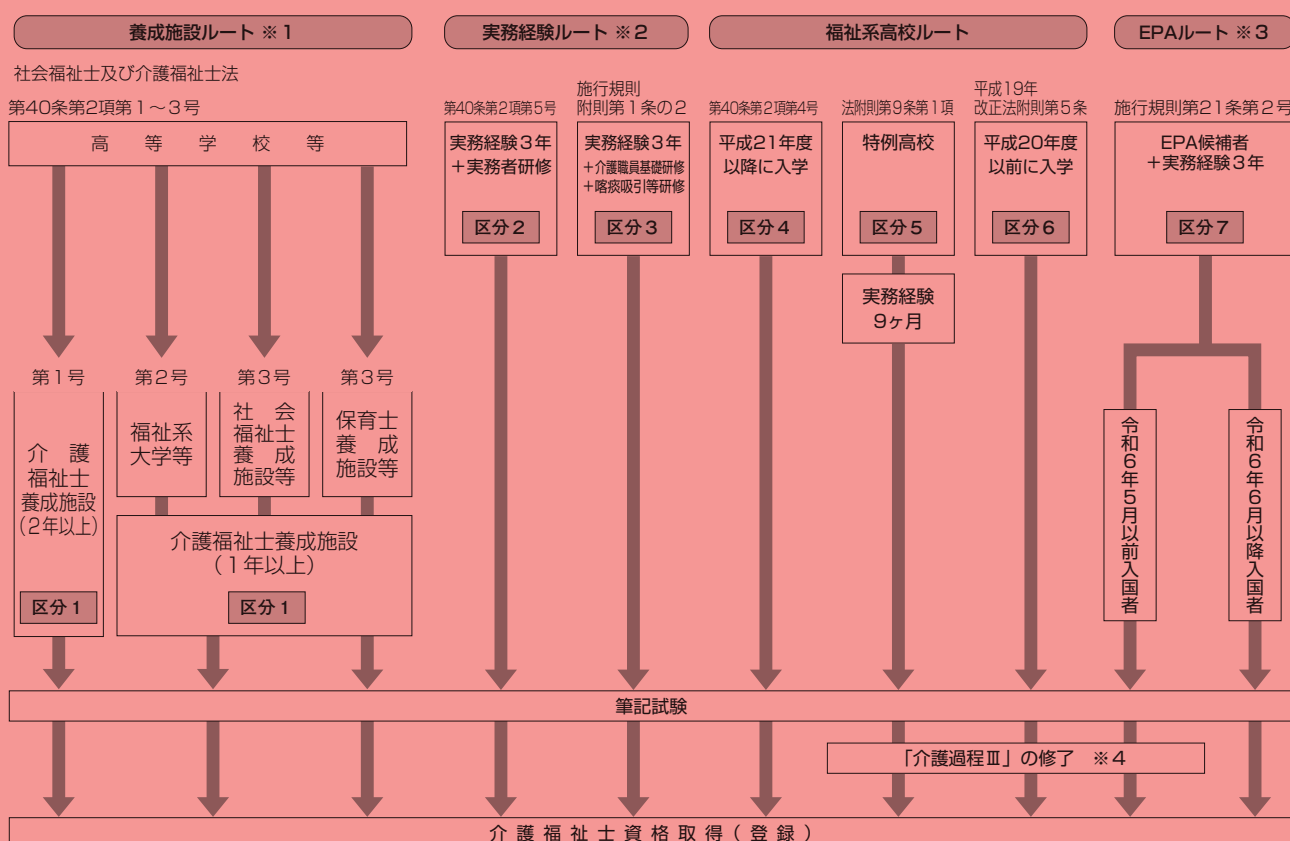
介護福祉士の資格は、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）による国家資格です。

介護福祉士は、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引等を含みます）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」といいます）を業とする者で、国家試験に合格した者が所定の登録を受けることにより、介護福祉士の資格を取得できるものです。

介護福祉士国家試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について筆記試験の方法により行います。

公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」といいます）は、厚生労働大臣の指定を受けた指定試験機関・指定登録機関として、厚生労働大臣に代わって介護福祉士国家試験の実施及び登録の事務を行っています。

介護福祉士資格取得ルート図



※1 「区分1」の養成施設ルートで受験を希望する方は、令和8年度末（2027年3月31日）までに卒業する場合、卒業後5年の間は、試験を受験しなくても、または、合格しなくても介護福祉士に登録することができます（この間に国家試験に合格するか、卒業した翌年度の4月1日から5年間続けて介護等の業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます）。

※2 在留資格「特定技能1号」「技能実習」で就労している外国籍の方は、「区分2」実務経験ルートになります。

※3 EPAとは、経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）のことであり、EPAルートで受験できる方は、経済連携協定に基づき、一定の要件を満たして入国し、受入れ施設において介護福祉士資格を取得することを目的とした研修を受けながら就労するEPA介護福祉士候補者（インドネシア人、フィリピン人及びベトナム人）の方です（「受験の手引」では、EPAルートで受験できる方を「EPA候補者」と表記します）。

※4 第37回（令和6年度）試験より、実技試験を廃止し、筆記試験のみを行うこととなりました。「区分5」、「区分6」、「区分7」で令和6年5月以前入国者の方は、介護福祉士資格の登録を申請するまでに「介護過程Ⅲ」を受講し、登録申請時に「介護過程Ⅲ修了証明書」を提出する必要があります。ただし、令和5年度までに介護技術講習会または介護過程を修了し、国家試験合格時に修了から3年を経過していない方については、登録申請時に「介護技術講習修了証明書」または「介護過程修了証明書」を提出すれば、「介護過程Ⅲ修了証明書」を提出する必要はありません。また、実務者研修を修了している方は、登録申請時に「実務者研修修了証明書」を提出すれば、「介護過程Ⅲ修了証明書」を提出する必要はありません。

① パート合格(合格パートの受験免除)の導入について → 2ページ

② 最初に見るページ(受験の申込書類)

養成施設ルートの方 → 6ページ

実務経験ルートの方 → 7ページ
(在留資格が特定技能1号、技能実習の外国籍の方も含む)

福祉系高校ルートの方 → 9ページ

E P A ルートの方 → 12ページ

過去に受験したことのある方 → 13ページ

③ よくあるお問い合わせのページ

外国籍の方

23ページ

実務経験の範囲

32ページ

試験日時
試験科目

42ページ

氏名や住所が変わった

43・83
ページ

勤務先が廃業した・
勤務記録が残っていない 等

68ページ

受験申込後の提出書類のあて先

85・87
ページ

パート合格（合格パートの受験免除） の導入について

- 第38回介護福祉士国家試験から、複数の科目を1つのパートとして
合否判定するパート合格（合格パートの受験免除）が導入されます。
- 試験科目を3パートに分割し、一定の合格基準に達したパートにつ
いて、翌年・翌々年までは合格したパートの受験が免除されます
（分割パターン及び各パートの科目については42ページ参照）。

**（注）令和7年度の第38回試験はパート
合格導入後初めての試験であることから、
全受験者が全パートを受験します。**

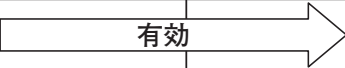
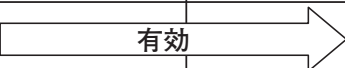
①合否判定について

※ 令和7年度の第38回試験は、全受験者が全パートを受験するため、不合格パートのみの受験
は第39回（令和8年度）から発生します。

判定対象	①全パートの総得点	②パート別の得点
イメージ	A・B・C パート	Aパート Bパート Cパート
合否判定	○全パートを受験した場合 ・まず全パートの総得点により判定 ・総得点で不合格となった場合、次に、各パートごとのそれぞれの得点により判定 0点合格基準点100点 不合格 0点合格基準点100点 Aパート合格 Bパート合格 Cパート不合格 ○不合格パートのみを受験した場合 ・各パートごとのそれぞれの得点により判定	
合格基準	合格基準の詳細は 46・47 ページを参照	

②有効期限について

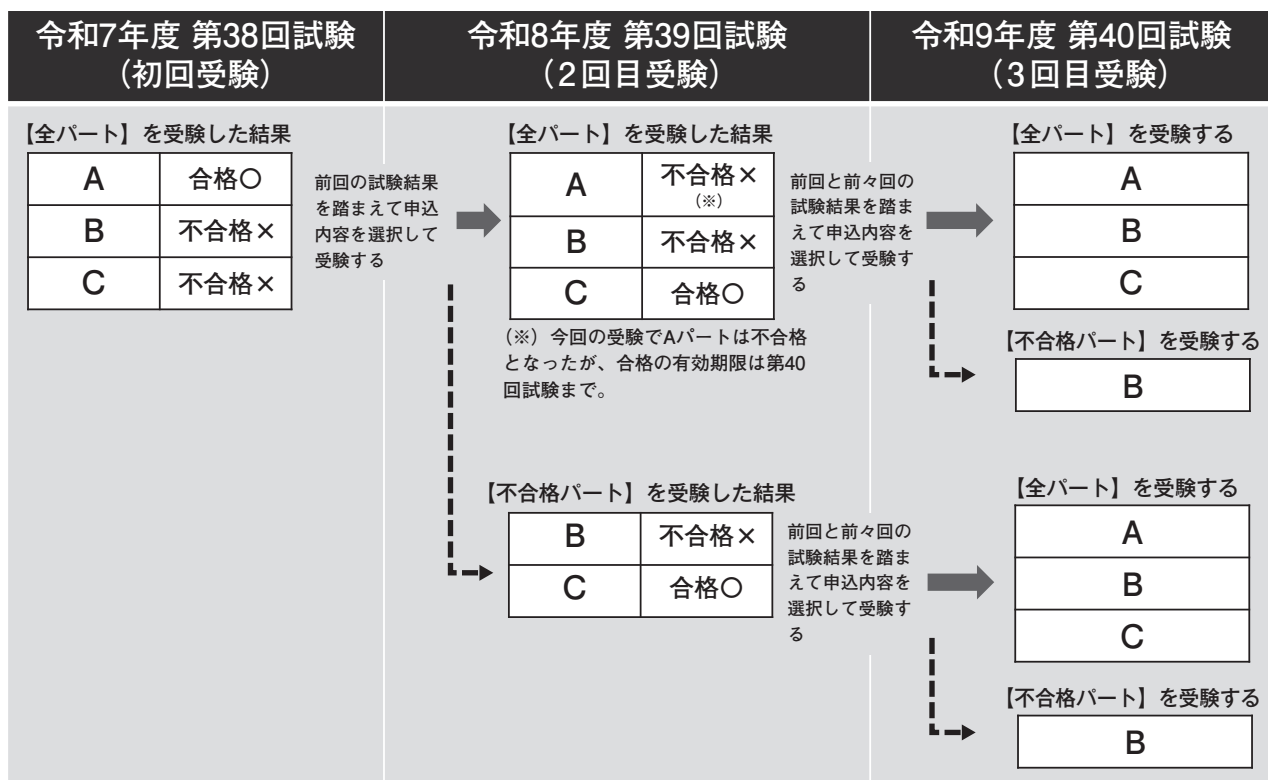
- 各パートごとにパート合格した最終年から翌年・翌々年（2年）まで有効となります。

		令和7年度 第38回試験 (初回受験)	令和8年度 第39回試験	令和9年度 第40回試験	令和10年度 第41回試験
Aパート	パート試験結果	合格○	合格○	—	—
	パート有効期限	第40回試験まで有効	第41回試験まで有効	有効 	
Bパート	パート試験結果	不合格×	合格○	—	—
	パート有効期限	—	第41回試験まで有効	有効 	
Cパート	パート試験結果	不合格×	不合格×	不合格×	合格○
	パート有効期限	—	—	—	
資格取得		—	—	—	資格取得



③2回目受験以降の受験方法について

- 2回目受験以降の受験時には、既に合格済みのパートを含めた全パート受験か、不合格パートのみ受験するかを、受験者が選択できます（不合格パートの一部パートのみを受験することはできません）。



目 次

トピックス

パート合格（合格パートの受験免除）の導入について……………	2
過去に受験申し込みをしたことのある方……………	13

提出書類一覧

受験資格ごとの提出書類一覧……………	6
--------------------	---

提出書類と記入要領

受験申込書……………	14
受験手数料払込受領証貼付用紙……………	16
受験用写真等確認票……………	18
送付用封筒……………	20
証明書提出済申出書……………	21
区分7 EPA候補者確認書……………	22
外国籍等確認書類貼付用紙……………	23

受験申込区分ごとの提出書類

区分1 卒業証明書／卒業見込証明書 または 委託訓練修了証明書／委託訓練修了見込証明書 ……	24
区分2 実務者研修修了証明書／実務者研修修了見込証明書……………	25
区分2 区分3 区分5 区分7	
実務経験（見込）証明書……………	26
従事日数内訳（見込）証明書……………	28
実務経験に関するよくあるご質問……………	30
実務経験の範囲について……………	32
区分3 介護職員基礎研修修了証明書及び認定特定行為業務従事者認定証 または喀痰吸引等研修修了証明書（証書）……………	39

区分4 区分5 卒業（見込）証明書	40
区分6 卒業証明書・教科目（科目）及び単位履修証明書	41

試験の概要

試験日時と試験科目	42
試験地と試験会場	43
受験票の発送	43
氏名・現住所の変更	43
試験当日の注意事項	44
出題基準・合格基準	46
障害等のある方の受験上の配慮申請	48

資料

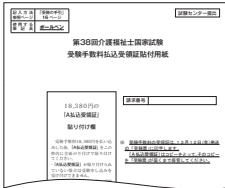
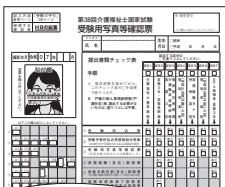
介護福祉士養成施設の範囲について	50
福祉系高校の範囲について	56
介護福祉士国家試験関係法令	61

様式

廃業した施設・事業所等の実務経験について（自己申告）	68
「実務経験証明書」作成依頼書	71
E P A 候補者確認書	77
証明書提出済申出書	79
外国籍等確認書類貼付用紙	81
受験申込書記載事項変更届	83
受験申し込み後に提出する書類のあて先	85

提出書類一覧

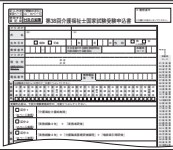
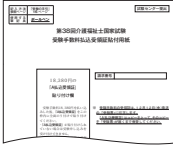
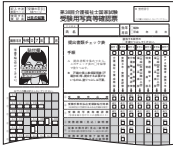
区分 1 介護福祉士養成施設を卒業

提出書類			提出書類 の書き方等		
①	必ず提出する書類	受験申込書		別紙	14・15 ページ
②		受験手数料払込受領証貼付用紙		別紙	16 ページ
③		受験用写真等確認票		別紙	18・19 ページ
④		ア、イのいずれか 1 枚 ア 卒業証明書 または 卒業見込証明書 イ 委託訓練修了証明書 または 委託訓練修了見込証明書	介護福祉士養成施設が交付	24 ページ	
過去の試験で受験票を受け取った場合					
⑤		証明書提出済申出書 第 30 回以降の受験票の「受験資格」欄が『確定』の方は、④の代わりに⑤を提出 ※ 「受験資格」欄に『見込』と印字されているが、その後確定した内容の証明書を提出されている方も同様です。	79 ページ		21 ページ
結婚等により受験申込書と上記書類の氏名が異なる場合					
⑥		戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本） 外国の国籍の方は住民票（マイナンバーの記載不要）		本籍地のある市区町村が交付	
外国の国籍を有する方または日本に帰化された方					
⑦		外国籍等確認書類貼付用紙 ア ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長を希望する方 受験申込書の希望欄を塗りつぶしたうえで、外国の国籍等が確認できる書類を貼り付けて提出 （受験申し込み時に申請がない場合は、ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長は認められません。） イ 特定技能 1 号または技能実習で就労している方 受験申込書の該当欄を塗りつぶしたうえで、在留カードのコピーを貼り付けて提出	81 ページ		23 ページ

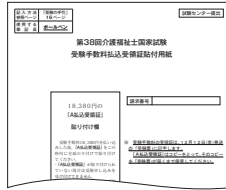
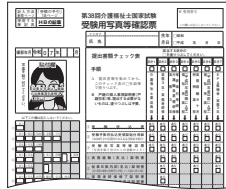
区分2 3年以上介護等の業務に従事し、実務者研修を修了

提出書類			提出書類の書き方等
①	必ず提出する書類	受験申込書	別紙 14・15ページ
②		受験手数料払込受領証貼付用紙	別紙 16ページ
③		受験用写真等確認票	別紙 18・19ページ
④		実務者研修修了証明書 または 実務者研修修了見込証明書	実務者研修実施者が交付 25ページ
⑤		実務経験（見込）証明書	勤務先（事業所）が交付 26・27ページ
⑥		従事日数内訳（見込）証明書 ※ 同じ期間に複数の事業所等に所属していた場合のみ必要です。	71・73・75ページ 28・29ページ
過去の試験で受験票を受け取った場合			
⑦		証明書提出済申出書 第29回以降の試験を受験した方 受験票の「受験資格」欄が『確定』の方は、④⑤⑥の代わりに⑦を提出 第10回～第28回の試験を受験した方 ・ 受験票の「受験資格」欄が『確定』の方は、⑤⑥の代わりに⑦を提出 ・ 過去の試験で「実務者研修修了証明書」を提出した方は、④の代わりに⑦を提出 ※ 「受験資格」欄に『見込』と印字されているが、その後確定した内容の証明書を提出されている方も同様です。	79ページ 21ページ
結婚等により受験申込書と上記書類の氏名が異なる場合			
⑧		戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本） 外国の国籍の方は住民票（マイナンバーの記載不要）	本籍地のある市区町村が交付
外国の国籍を有する方または日本に帰化された方			
⑨		外国籍等確認書類貼付用紙 ア ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長を希望する方 受験申込書の希望欄を塗りつぶしたうえで、外国の国籍等が確認できる書類を貼り付けて提出 （受験申し込み時に申請がない場合は、ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長は認められません。） イ 特定技能1号または技能実習で就労している方 受験申込書の該当欄を塗りつぶしたうえで、在留カードのコピーを貼り付けて提出	81ページ 23ページ

区分3 3年以上介護等の業務に従事し、介護職員基礎研修及び喀痰吸引等研修を修了

提出書類			提出書類の書き方等
①	受験申込書		別紙 14・15ページ
②	受験手数料払込受領証貼付用紙		別紙 16ページ
③	受験用写真等確認票		別紙 18・19ページ
④	アとイの2枚（イはAまたはBから1枚） ア 原本証明した「介護職員基礎研修修了証明書」 イ A 原本証明した「認定特定行為業務従事者認定証」または B 原本証明した「喀痰吸引等研修修了証明書（証書）」もしくは 「喀痰吸引等研修修了見込証明書」	【原本証明は、下記へ依頼】 ア 介護員養成研修事業者 イ A 都道府県庁 B 都道府県庁または登録研修機関	39ページ
⑤	実務経験（見込）証明書	勤務先（事業所）が交付	26・27ページ
⑥	従事日数内訳（見込）証明書 ※ 同じ期間に複数の事業所等に所属していた場合のみ必要です。	71・73・75ページ	28・29ページ
過去の試験で受験票を受け取った場合			
⑦	証明書提出済申出書 第29回以降の試験を受験した方 受験票の「受験資格」欄が『確定』の方は、④⑤⑥の代わりに⑦を提出 第10回～第28回の試験を受験した方 受験票の「受験資格」欄が『見込』の方は、⑤⑥の代わりに⑦を提出 ※ 「受験資格」欄に『見込』と印字されているが、その後確定した内容の証明書を提出されている方も同様です。	79ページ	21ページ
結婚等により受験申込書と上記書類の氏名が異なる場合			
⑧	戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本） 外国の国籍の方は住民票（マイナンバーの記載不要）	本籍地のある市区町村が交付	
外国の国籍を有する方または日本に帰化された方			
⑨	外国籍等確認書類貼付用紙 ア ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長を希望する方 受験申込書の希望欄を塗りつぶしたうえで、外国の国籍等が確認できる書類を貼り付けて提出 （受験申し込み時に申請がない場合は、ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長は認められません。） イ 特定技能1号または技能実習で就労している方 受験申込書の該当欄を塗りつぶしたうえで、在留カードのコピーを貼り付けて提出	81ページ	23ページ

区分4 福祉系高校(専攻科を含む)を卒業(平成21年度以降の入学者)

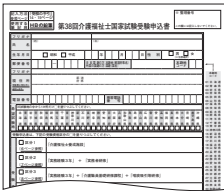
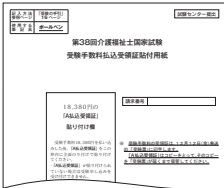
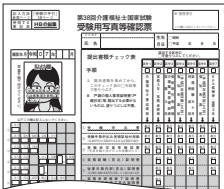
提出書類				提出書類の書き方等	
①	必ず提出する書類	受験申込書		別紙	14・15ページ
②		受験手数料払込受領証貼付用紙		別紙	16ページ
③		受験用写真等確認票		別紙	18・19ページ
④		卒業（見込）証明書		福祉系高校が交付	40ページ
過去の試験で受験票を受け取った場合					
⑤		証明書提出済申出書 第23回以降の受験票の「受験資格」欄が『確定』の方は、④の代わりに⑤を提出 ※「受験資格」欄に『見込』と印字されているが、その後確定した内容の証明書を提出されている方も同様です。		79ページ	21ページ
結婚等により受験申込書と上記書類の氏名が異なる場合					
⑥		戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本） 外国の国籍の方は住民票（マイナンバーの記載不要）		本籍地のある市区町村が交付	
外国の国籍を有する方または日本に帰化された方					
⑦		外国籍等確認書類貼付用紙 ア ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長を希望する方 受験申込書の希望欄を塗りつぶしたうえで、外国の国籍等が確認できる書類を貼り付けて提出 （受験申し込み時に申請がない場合は、ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長は認められません。） イ 特定技能1号または技能実習で就労している方 受験申込書の該当欄を塗りつぶしたうえで、在留カードのコピーを貼り付けて提出		81ページ	23ページ

区分5 特例高校(専攻科を含む)(※)を卒業し、9ヶ月以上介護等の業務に従事

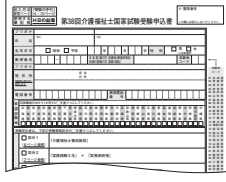
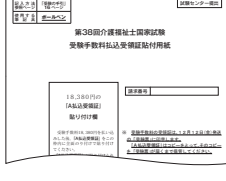
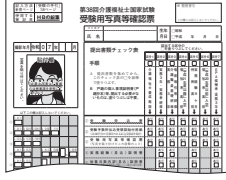
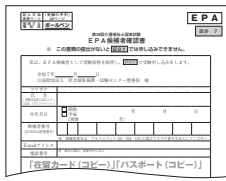
※ 高校：平成21～25年度、28～30年度入学者
専攻科：平成21～25年度、28～31年度入学者

提出書類			提出書類の書き方等
①	必ず提出する書類	受験申込書	別紙 14・15ページ
②		受験手数料払込受領証貼付用紙	別紙 16ページ
③		受験用写真等確認票	別紙 18・19ページ
④		卒業証明書	福祉系高校が交付 40ページ
⑤		実務経験(見込)証明書	勤務先(事業所)が交付 26・27ページ
⑥		従事日数内訳(見込)証明書 ※ 同じ期間に複数の事業所等に所属していた場合のみ必要です。	71・73・75ページ 28・29ページ
過去の試験で受験票を受け取った場合			
⑦		証明書提出済申出書 第24回以降の受験票の「受験資格」欄が『確定』の方は、④⑤⑥の代わりに⑦を提出 ※ 「受験資格」欄に『見込』と印字されているが、その後確定した内容の証明書を提出されている方も同様です。	79ページ 21ページ
結婚等により受験申込書と上記書類の氏名が異なる場合			
⑧		戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本) 外国の国籍の方は住民票(マイナンバーの記載不要)	本籍地のある市区町村が交付
外国の国籍を有する方または日本に帰化された方			
⑨		外国籍等確認書類貼付用紙 ア ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長を希望する方 受験申込書の希望欄を塗りつぶしたうえで、外国の国籍等が確認できる書類を貼り付けて提出 (受験申し込み時に申請がない場合は、ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長は認められません。) イ 特定技能1号または技能実習で就労している方 受験申込書の該当欄を塗りつぶしたうえで、在留カードのコピーを貼り付けて提出	81ページ 23ページ

区分6 福祉系高校(専攻科を含む)を卒業(平成20年度以前の入学者)

提出書類			提出書類の書き方等		
必ず提出する書類	①	受験申込書		別紙	14・15ページ
	②	受験手数料払込受領証貼付用紙		別紙	16ページ
	③	受験用写真等確認票		別紙	18・19ページ
	④	卒業証明書・教科目（科目）及び単位履修証明書		福祉系高校が交付	41ページ
過去の試験で受験票を受け取った場合					
⑤	証明書提出済申出書 第10回以降の受験票の「受験資格」欄が『確定』の方は、④の代わりに⑤を提出 ※「受験資格」欄に『見込』と印字されているが、その後確定した内容の証明書を提出されている方も同様です。			79ページ	21ページ
結婚等により受験申込書と上記書類の氏名が異なる場合					
⑥	戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本） 外国の国籍の方は住民票（マイナンバーの記載不要）			本籍地のある市区町村が交付	
外国の国籍を有する方または日本に帰化された方					
⑦	外国籍等確認書類貼付用紙 ア ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長を希望する方 受験申込書の希望欄を塗りつぶしたうえで、外国の国籍等が確認できる書類を貼り付けて提出 （受験申し込み時に申請がない場合は、ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長は認められません。） イ 特定技能1号または技能実習で就労している方 受験申込書の該当欄を塗りつぶしたうえで、在留カードのコピーを貼り付けて提出			81ページ	23ページ

区分7 EPA候補者として、3年以上介護等の業務に従事

提出書類			提出書類の書き方等
①	受験申込書		別紙 14・15ページ
②	受験手数料払込受領証貼付用紙		別紙 16ページ
③	受験用写真等確認票		別紙 18・19ページ
④	EPA候補者確認書 ※ この書類の提出がない場合、 区分7 として受験申し込みできません。		77ページ 22ページ
⑤	実務経験（見込）証明書		勤務先（事業所）が交付 71・73・75ページ 26・27ページ
⑥	従事日数内訳（見込）証明書 ※ 同じ期間に複数の事業所等に所属していた場合のみ必要です。		28・29ページ
過去の試験で受験票を受け取った場合			
⑦	証明書提出済申出書 第24回以降の受験票の「受験資格」欄が『確定』の方は、⑤⑥の代わりに⑦を提出 ※ 「受験資格」欄に『見込』と印字されているが、その後確定した内容の証明書を提出されている方も同様です。		79ページ 21ページ
結婚等により受験申込書と上記書類の氏名が異なる場合			
⑧	住民票（マイナンバーの記載不要）		お住まいの市区町村が交付

過去に受験申し込みをしたことのある方

過去の試験において「受験票」や「結果通知」を受け取り、受験資格が確定している方は、インターネット（スマートフォンやパソコン）から直接受験申し込みができます。インターネットによる受験申し込みをした場合は、この「受験の手引」に同封されている申込書類は使用できません。

インターネットによる受験申込のメリット

- メリット1：郵便局の窓口に行く必要がありません（郵送料、簡易書留料金等が不要）。
- メリット2：受付期間中は24時間いつでも申し込みが可能です。
- メリット3：受験用写真はカメラ機能でその場で撮影しアップロードします（撮影費用が不要）。
- メリット4：受験手数料の払い込みはクレジットカードまたはコンビニ払いを選択できます。

インターネットによる受験申込の流れ

STEP1：事前準備

- ①スマートフォンまたはパソコン
- ②直近回で受験したときの「受験票」または「結果通知」に記載された受験番号（K○○○—○○○○○）

STEP2：受験資格の確認

STEP3：申込内容（氏名、住所、電話番号、希望試験地等）の確認、入力

STEP4：受験用写真のアップロード

STEP5：受験手数料の払い込み

受験票サンプル

第35回介護福祉士国家試験 (筆記試験) 受験票	
受験番号	K130-99999
氏名	福士 愛
試験会場	〇〇大学〇〇キャンパス
試験日	令和5年1月29日(日)
試験室への入室時間	(午前) 8時30分～9時15分 (午後) 13時05分～13時55分 ※入室は試験開始前までに完了してください。
試験時間	(午前) 10時00分～11時40分 (午後) 13時35分～15時35分 ※入室の試験室を間違えないよう、午後の試験は受験できません。
備考	
【注】下の欄に「既定」の印がある方は、受験資格が確定していません。 記載されている事項を慎重に記入し、提出してください。	
受験資格の 区分	改めて提出する書類（提出期限（消印有効）） の提出方法「受験の手引」99～101ページ参照。
受験資格 確定	提出する書類はありません
※試験当日は、会場まで持参してください。 この受験票は、試験当日会場にて使用してください。	
受験票の 有効期限	

こんなに
簡単にできた！

結果通知サンプル

第37回介護福祉士国家試験 試験結果等について	
令和5年1月31日 公益財団法人社会福祉振興・試験センター	
理事長 橋本 正樹	
あなたは、第37回介護福祉士国家試験の結果、 合格となりましたので通知します。 また、試験の得点等については別紙のとおりです。 ※試験センターのホームページで試験結果を確認することができます。 なお、この通知は、受験票に記載の氏名と受験番号とが一致する方 にのみ送付されます。大切に保管してください。	
受験番号	K130-00000
氏名	山田 太郎
合格区分/得点	70点/125点
あなたへの指示/留意	60点/※参照
※試験結果の通知は、試験センターのホームページで確認してください。	

直近回試験の受験番号がわからない方は、(試験室電話) **03-3486-7521** (平日9:30～17:00) へお問い合わせください。

試験センターホームページにアクセス！
<https://www.sssc.or.jp/kaigo/tetsuzuki.html>



- ・新字体と旧字体の違い（例：渡辺／渡邊）はどちらの字を用いても構いません。なお、受験票は新字体で作成される場合があります。

外国籍の方

「住民票」等に記載されている氏名で記入してください（一部文字については一般的な文字に置き換える場合がありますので、ご承知おきください）。なお通称名の記入はご遠慮ください（併記も含む）。

- ・住民票に記載されている氏名が、アルファベットの場合はアルファベットで記入（フリガナはカタカナで記入）してください。

「実務経験証明書」、「実務者研修修了証明書」等を通称名のまま提出する場合は、必ず通称名の記載がある「住民票」を同封してください。

①

- ※ 介護福祉士として登録する際は、住民票に記載されている氏名または氏名と通称名の併記のいずれかで登録することができます。通称名のみ登録はできません。

例１：名前が複数に分かれている場合（姓・名の区別が不明な場合も含む）
⇒最初を（姓）に記入し、残りを（名）に記入してください。

フリガナ	ケア	アイ	フクシ
氏 名	(姓) CARE	(名) AI	FUKUSHI

例２：姓がなく、名が１つのみの場合

⇒（姓）に記入し、（名）は空欄としてください。

フリガナ	フクシ	
氏 名	(姓) FUKUSHI	(名)

②

外国の国籍の方は、国籍（国名）を記入してください。

- ※ 現住所の都道府県名を記入しないでください。

③

外国の国籍の場合、本籍地コードは「48」と記入してください。

EPA候補者の場合、本籍地コードは「99」と記入してください。

④

「受験票」及び「試験の結果通知」等は、すべて現住所に郵送します。

記入が不正確だと、郵便物が届かず受験できなくなる場合があります。

⑤

希望試験地を変更することはできません。塗り間違いに注意してください。

外国の国籍を有する方もしくは日本に帰化された方（EPA候補者は除く）

⑥

- ・「ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長」を希望する場合は、☐を塗りつぶし、国籍（帰化された方は従前の国籍）を記入してください。

- ・外国の国籍等が確認できる書類を貼り付けた「外国籍等確認書類貼付用紙」（81ページ）の提出が必要です。申請方法は23ページを参照してください。

- ※ 受験申し込み時にこの申請がない場合は、ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長は認められません。

特定技能1号または技能実習で就労している方

⑦

- ・特定技能1号または技能実習で就労している方は、該当の☐を塗りつぶしてください。

- ・別途、在留カードのコピーを貼り付けた「外国籍等確認書類貼付用紙」（81ページ）を提出してください。

⑧

「障害等のある方の受験上の配慮の希望」をする場合は、☐を塗りつぶしてください。

この☐を塗りつぶしていない場合、「受験上の配慮」は行われません。また、塗りつぶしていても「障害等のある方の受験上の配慮申請書」の提出がない場合、「受験上の配慮」は行われません。

受験上の配慮を希望する方（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、精神障害、発達障害、高次脳機能障害のある方、てんかん、パニック症状のある方、妊娠中の方等）は、別途、配慮申請書類の提出が必要です。48・49ページを参照してください。

受験手数料払込受領証貼付用紙【払込期限：令和7年9月5日（金）】

受験手数料は、金額欄に18,380円の記載のある指定の「コンビニエンスストア等専用払込票」を使用して払い込み、その右端の「A 払込受領証」の**原本**を「受験手数料払込受領証貼付用紙」に全面のり付けで貼り付けてください（コピー不可）。

受験手数料の払い込みについて

- ① 払い込みに必要な「払込手数料」は、払込者負担となります。
- ② 「払込人氏名」欄は、受験申込者本人の氏名をボールペンで記入してください。
- ③ 払い込み後、「A 払込受領証」にコンビニエンスストア等の受領日附印が押印されていることを確認してください（受領日附印が押印されていないものでは受験申し込みを受け付けできません）。
- ④ 令和7年9月6日（土）以降の受領日附印が押印された「A 払込受領証」では受け付けできません。
- ⑤ 受験手数料の受領証は、12月12日（金）発送の「受験票」に印字します。「A 払込受領証」はコピーをとって、そのコピーを「受験票」が届くまで保管してください。
- ⑥ 受験申込書の受付後は、受験手数料は返還できません（61ページ参照）。

※ インターネットによる受験申し込みには使用できません。

【記入例】

本人保管

本人保管

請求番号 99999999999999999999

※「受験票」が届くまで保管してください。

第38回介護福祉士国家試験 受験手数料払込票

【払込期限：令和7年9月5日（金）】

受験手数料は、下の「コンビニエンスストア等専用払込票」（ミシン目で切り離し）を使用して払い込み、その右端の「A 払込受領証」の**原本**を「受験手数料払込受領証貼付用紙」に全面のり付けで貼り付けてください（コピー不可）。

【注意】

- ① 「コンビニエンスストア等専用払込票」の裏面に記載のあるコンビニエンスストア等で払い込みをしてください。
- ② 払い込みに必要な「払込手数料」は、払込者負担となります。
- ③ 「払込人氏名」欄は、受験申込者本人の氏名をボールペンで記入してください。
- ④ 払い込み後、「A 払込受領証」にコンビニエンスストア等の受領日附印が押印されていることを確認してください（受領日附印が押印されていないものでは受験申し込みを受け付けできません）。
- ⑤ 令和7年9月6日（土）以降の受領日附印が押印された「A 払込受領証」では受け付けできません。
- ⑥ 受験手数料の受領証は、12月12日（金）発送の「受験票」に印字します。「A 払込受領証」はコピーをとって、そのコピーを「受験票」が届くまで保管してください。
- ⑦ 受験申込書の受付後は、受験手数料は返還できません。

※インターネットによる受験申し込みには使用できません。

下の払込票をミシン目に沿って丁寧に切り取り、コンビニエンスストア等で支払ってください。（C コンビニエンスストア等専用払込票・B 払込票・A 払込受領証の間は切り取らないでコンビニにお出しください）

ミシン目に沿って切り取る

記入方法 参考ページ 16ページ

使用する筆 記 員 ボールペン

試験センター提出

第38回介護福祉士国家試験 受験手数料払込受領証貼付用紙

請求番号 99999999999999999999

払込人氏名 福士 愛

請求番号 第38回 介護福祉士国家試験 99999999999999999999

金額 18,380

受取人 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

受領印

「A 払込受領証」に全面のり付け

※ 受験手数料の「A 払込受領証」を「受験票」に貼付してください。

・コンビニ等で払い込み後の受領日附印が押印されているか確認してください。

・「A 払込受領証」のコピーでは受け付けできません。

受領申込者氏名 福士 愛

日中連絡のとれる電話番号

携帯電話番号 090-0000-0000

自宅または勤務先 03-0000-0000（麻布介護サービス）

（注意）① 受験申込書の記載内容の確認等、試験事務の都合で連絡が必要が生じることがあります。平日昼間に連絡のとれる番号を記入してください。

② 勤務先を記入する場合は、（ ）内にその名称も記入してください。

C コンビニエンスストア等専用払込票（本部提出用）

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

氏名 福士 愛

第38回 介護福祉士国家試験

払込期間 令和7年9月6日（水）～9月5日（金）

【受験の手引】での受験申し込み（インターネットによる受験申し込みには使用できません）

99999999999999999999

CVS 受領印

CVS 受領日

CVS 受領額 25.8.19

代行会社 三井住友カード

B 払込票（店舗控）

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

氏名 福士 愛

第38回 介護福祉士国家試験

請求番号 99999999999999999999

金額 18,380

受取人 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

受領印

受領日 25.8.19

CVS 受領額 25.8.19

CVS 受領印

A 払込受領証

払込人氏名 福士 愛

請求番号 第38回 介護福祉士国家試験 99999999999999999999

金額 18,380

受取人 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

受領印

受領日 25.8.19

（受験手数料 おおむね）

↑
コンビニ等で、払い込む

↑
払い込んだ後、「A 払込受領証」を貼り付けて、他の申込書類と一緒に試験センターに提出

MEMO

受験用写真等確認票

- ・HB の鉛筆を使用して、氏名等の記入と、提出する書類の□欄を塗りつぶしてください。
- ・ボールペンで記入した場合で、記入した内容に誤りがない場合はそのまま提出してください。
誤りがある場合は、修正液を使用して消したあと、ボールペンで書き直してください。
- ・写真貼り付け欄に、顔写真を貼り付けてください。

【記入例】

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 18ページ
使用する 筆記具	HBの鉛筆

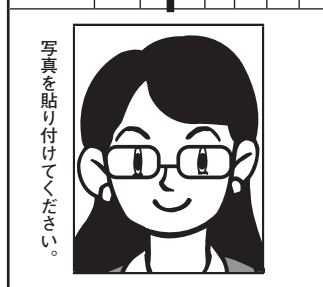
第38回介護福祉士国家試験 受験用写真等確認票

※ 整理番号

この欄には記入しないでください。

フリガナ	フクシアイ	生年	■昭和
氏名	福士 愛	月日	□平成55年 5月 5日

撮影年月 令和 07 年 06 月



以下この欄は記入しないでください。

1. あり							
2. あり	2. 貼付	3. 取崩し	4. 金額	5. 日付			
1. 氏名	2. 写真	3. 不鮮明					
1. あり	2. 氏名	4. 本人	5. 役職	6. 廃業			
1. あり	2. 氏名						
1. あり	2. 氏名	3. 証明印	4. 確定	5. 見込	6. 様式		
1. あり	2. 氏名	3. 証明印	4. 確定		6. 様式		
1. あり	2. 氏名	3. 証明印	4. 確定		6. 様式		
1. あり	2. 氏名	3. 証明印	4. 確定	5. 見込	6. 様式		
1. あり	2. 氏名	3. 証明印	4. 確定	5. 見込	6. 様式	7. 留学	
1. あり	2. 氏名	3. 証明印	4. 確定	5. 見込	6. 様式		
1. あり	2. 氏名	3. 番号	4. 貼付	5. 在留C	6. PAS	7. 住民票	
1. あり							
1. あり							
1. あり	2. 在留C	3. 在留C	4. 在留C	5. 戸籍	6. その他	7. ふりがな	

以下この欄は記入しないでください。

1. あり	2. 氏名						
-------	-------	--	--	--	--	--	--

提出書類チェック表

該当する区分の
□を塗りつぶしてください。

手順

- A 提出書類を集めてから、このチェック表の□を鉛筆で塗りつぶす。
- B 戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)等、提出する必要がないものは、塗りつぶしは不要。

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分7
① 受験申込書	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
② 受験手数料払込受領証貼付用紙 (18,380円分の受領印のある払込受領証を貼付)	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
③ 受験用写真等確認票 (写真を貼り付けたこの書類のこと)	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
④ 実務経験(見込)証明書		あり	あり		あり		あり
⑤ 従事日数内訳(見込)証明書 (同じ期間に複数の事業所に所属している場合に限り必要)		あり	あり		あり		あり
⑥ 実務者研修修了証明書 実務者研修修了見込証明書		あり					
⑦ 介護職員基礎研修修了証明書			あり				
⑧ 認定特定行為業務従事者認定証			あり				
⑨ 喀痰吸引等研修修了証明書(証書) 喀痰吸引等研修修了見込証明書			あり				
⑩ 卒業(見込)証明書	あり			あり	あり		
⑪ 卒業証明書・教科目(科目)単位履修証明書						あり	
⑫ E P A 候補者確認書							あり
結婚等により、「①受験申込書」と「他の証明書等」の氏名が異なる場合に限り必要							
⑬ 戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本) (外国の国籍の方は住民票)	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
外国籍等の方でふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長を希望する方/特定技能1号または技能実習で就労している方							
⑭ 外国籍等確認書類貼付用紙 (在留カード等の確認書類を貼付)	あり	あり	あり	あり	あり	あり	
※ 過去に「受験票」が交付されたことがある方で、④～⑪の「確定した証明書」を提出済みの方は、⑮「証明書提出済申出書」を提出してください。 ④～⑪の証明書の提出を省略することができます。							
⑮ 証明書提出済申出書	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり

同じ期間に複数の
事業所に所属
していない場
合、塗りつぶし
不要

提出する書類の
氏名がすべて同
じ場合、塗りつ
ぶし不要

今回、初めて申
し込みをする場
合、塗りつぶし
不要

【注意事項】

1 写真は、試験当日の本人確認に使用します。写真がない場合、受験の申し込みができません。

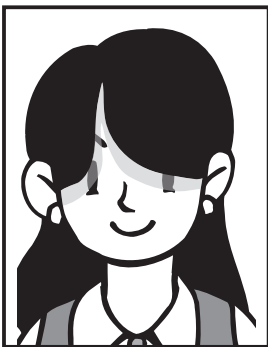
2 写真の規格等（①～⑥に該当する鮮明な顔写真を貼り付けてください）

- ① 受験申し込み前6ヶ月以内
- ② カラー写真、パスポート（旅券）サイズ（縦4.5cm×横3.5cm）
- ③ 正面を向き、肩から上、脱帽
- ④ 両目が開いていて、目がはっきりと見える
- ⑤ 写真裏面に氏名を記入
- ⑥ 宗教上の理由または医療上の理由で、ヘアバンドや装飾品の着用は可

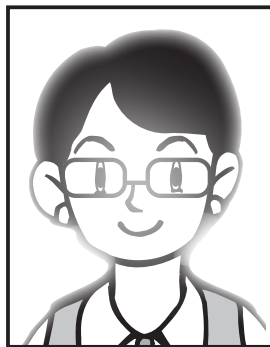
3 不鮮明な写真は、機械で読み取ることができません。不鮮明な顔写真は、写真の撮り直しをすることになります。

- ① 実際の容姿と著しく異なる（加工した写真）
- ② 目をつぶっている、髪が目にかかっている
- ③ 人物と背景の境界が不明瞭
- ④ 照明がメガネ等に反射して目が確認できない
- ⑤ サングラスや色の濃いメガネ等で目が確認できない
- ⑥ 顔写真に影がある
- ⑦ ピンボケや手ぶれにより不鮮明
- ⑧ マスクをしている
- ⑨ 複数人が写っている

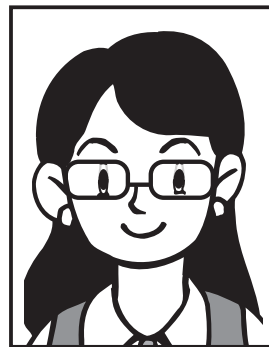
【鮮明でない写真の例】



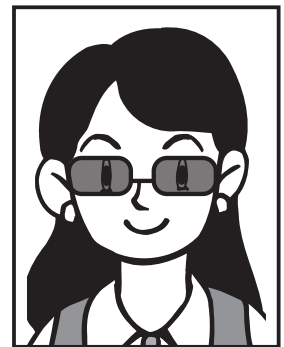
髪が目にかかっている



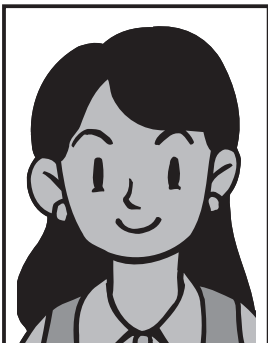
人物と背景の境界が不明瞭



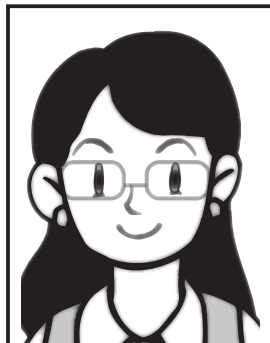
照明がメガネに反射している



濃いメガネ



顔写真に影



ピンボケ



マスクをしている



複数人が写っている

送付用封筒

この郵便番号と「渋谷郵便局留」のあて先は、令和7年9月5日（金）までの受験申し込み専用です。

【ポスト投函禁止】
切手を貼り付けてください。
必ず郵便局の窓口を介して出してください。

1 5 0 8 6 8 1

東京都渋谷郵便局留

（注意）令和7年9月5日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。それ以降この封筒は使用できません。

公益財団法人
社会福祉振興・試験センター
試験室 御中

第38回介護福祉士国家試験受験申込書等
在中

かん
い
か
き
と
め

簡易書留

この封筒はポストに入れず、郵便局の窓口で手続きしてください。

受験資格区分
（「受験の手引」を参照して、該当する区分の□を塗りつぶしてください）

□	区分1	「介護福祉士養成施設」
□	区分2	「実務経験3年」 + 「実務者研修」
□	区分3	「実務経験3年」 +「介護職員基礎研修」 +「略称吸引等研修」
□	区分4	「福祉系高校（専攻科を含む）」 （平成21年度以降の入学）
□	区分5	「特例高校（専攻科を含む）」 + 「実務経験9ヶ月」
□	区分6	「福祉系高校（専攻科を含む）」 （平成20年度以前の入学）
□	区分7	「EPA候補者」 + 「実務経験3年」

い
ず
れ
か
の
□
を
塗
り
つ
ぶ
し
て
く
だ
さ
い。

受験申込者 氏 名	
住 所	〒 都 道 府 県

※1 この封筒の記入欄、及び塗りつぶし部分は、ボールペンで記入してください。
 ※2 受験申込書等を送付する際は、不着等の事故を防止するため、必ず「簡易書留」で郵送してください。
 簡易書留の控えは、受験票を受け取るまで保管しておいてください。
 簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合には、試験センターでは責任を負いません。
 （「受験の手引」20ページ参照）

EPA候補者専用の封筒（黄色封筒）は、あて先等が違います。

受験申込書等の提出について

- ① 受験申込書等の受付後は、提出書類は一切返却できませんので、提出する書類（実務経験証明書等）のコピーまたは写真等のデータで、手元に残されることをお勧めします。
- ② 受験申込書類を提出する際は、不着等の事故を防止するため、ポストに入れず郵便局の窓口にて必ず「簡易書留」で郵送してください。簡易書留の控えは、受験票を受け取るまで保管しておいてください。簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合には、試験センターでは責任を負いません。
- ③ 試験センターでは、郵送された受験申込書等の書類が到着しているかについての照会には応じることができません（郵送時に交付される書留郵便物受領書の引受番号により、郵便局（ホームページ含む）で確認することができます）。
- ④ 受験申込書等に不備があり、受験資格が確認できなかった場合は、受理できませんので返却します。
- ⑤ 受験申し込み後の書類の提出方法は、85・87ページ参照。

証明書提出済申出書

提出する証明書の省略について（第10回試験以降で受験票を受け取った場合）

過去の試験（第10回～第37回試験）で「受験票」を受け取った方のうち、確定した証明書を提出した方は、今回の受験申し込みにあたり、提出済の証明書の提出を省略することができます。

（1）「証明書提出済申出書」により証明書の提出が省略できる方

- 筆記試験「受験票」の「受験資格」欄に「確定」と記載された「受験票」を受け取った方
 - 筆記試験「受験票」の「受験資格」欄に「見込」と記載された「受験票」を受け取った方のうち、受験申し込み後に確定した証明書（実務経験証明書等）を提出した方
- ※ ただし、第10回～第28回試験で筆記試験「受験票」を受け取った方のうち、**区分2**で受験申し込みをする方で、「実務者研修修了証明書」を提出していない方は、この「証明書提出済申出書」の他に「実務者研修修了証明書」が必要となります。

（2）注意事項

- 過去に受験した方であっても、改めて今回の試験の受験申込書等の提出が必要です。
- 「証明書提出済申出書」のみの提出では、受験申し込みはできません。
- 「証明書提出済申出書」によりすべての証明書の提出が不要となる方は、インターネットから受験申し込みをすることが可能です。詳しくは13ページをご確認ください。

【記入例】「様式は79ページ」にあります

記入方法
参照ページ
使用する
筆記具

「受験の手引」
21ページ
ボールペン

第38回介護福祉士国家試験

証明書提出済申出書

過去に受験した方

※ この「証明書提出済申出書」のみの提出では、受験申し込みできません。受験申込書等の書類の提出が必要です。

私は、過去に行われた介護福祉士国家試験（第10回～第37回試験）において、確定した実務経験証明書等を提出しました。つきましては、第38回介護福祉士国家試験の申し込みをするにあたり、確定している事項の証明書の代わりに受験票等を提出することを申し出ます。

令和7年 8 月 25 日
公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

受験票と同じ氏名を右の欄に記入してください。 今回の受験申込書の氏名と、右の欄に記入した氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を同封してください。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">フリガナ</td> <td style="width: 30%;">フクシ</td> <td style="width: 30%;">アイ</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>福 士</td> <td>愛</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>昭和 55 年 5 月 5 日</td> <td></td> </tr> </table>	フリガナ	フクシ	アイ	氏 名	福 士	愛	生年月日	昭和 55 年 5 月 5 日	
フリガナ	フクシ	アイ								
氏 名	福 士	愛								
生年月日	昭和 55 年 5 月 5 日									

以下の□欄は、受験資格区分と、過去に提出した「証明書」（「見込証明書」を除く）を塗りつぶしてください。

受験資格区分	区分1	卒業証明書を提出済 (委託訓練修了証明書)を提出済	
	区分2	実務経験証明書を提出済	実務者研修修了証明書を提出済
	区分3	実務経験証明書を提出済	介護職員基礎研修修了証明書及び 認定特定行為業務従事者認定証または 略称吸引等研修修了証明書を提出済
	区分4	卒業証明書を提出済	
	区分5	(特例高校)卒業証明書及び 実務経験証明書を提出済	
	区分6	卒業証明書・教科目(科目)及び 単位履修証明書を提出済	
	区分7	実務経験証明書を提出済	

第35回介護福祉士国家試験
(筆記試験)受験票

受験番号 K130-99999

氏 名 福士 愛

試験会場 ○○大学○○キャンパス

試験日 令和5年1月29日(日)

試験室への
入 室 時 間 (午前) 8時30分～9時15分
(午後) 13時00分～13時45分
※入室時間の説明がありますので、上田町内にある入場券を必ずお持ちください。

試験時間 (午前) 10時00分～11時40分
(午後) 13時30分～15時35分
※午前の試験は2時15分まで、午後の試験は試験終了までです。

備 考

【注】下の欄に「見込」の印がある方は、受験資格が確定していません。
 試験結果を提出しない場合は、試験結果が確定していません。
 改めて提出する書類（提出期限「消印有効」）
 提出方法「試験の手引」99・101ページ参照。
提出する書類はありません

受験資格区分 区分2

受験資格 確定

※受験の「注意事項」欄を必ずお読みください。
 受験する受験票の貼付は不要です。
 この受験票は、試験終了後大切に保管してください。

氏名は、過去の受験票等と同じ氏名を記入してください。
 今回の受験申込書と、氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を同封してください。

- 受験票貼付欄には、受験票（結果通知でも可）を、受験番号がおもてになるように貼り付けてください。
- 受験票等を紛失した場合は、貼り付ける必要はありません。

区分7 EPA候補者確認書

区分7 で受験できる方は、経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）に基づき、一定の要件を満たして入国し、受入れ施設において介護福祉士資格を取得することを目的とした研修を受けながら就労するEPA介護福祉士候補者（インドネシア人、フィリピン人及びベトナム人）として、受験資格を取得する方に限ります（過去にEPA候補者として受験資格を取得した方を含む）。

EPA候補者として申し込む場合は、必ず **区分7** で申し込みをしてください。

EPA候補者以外の外国人の方は、**区分7** では申し込みできません。

(1) 「受験申込書」（14・15 ページ参照）について

- ① 「氏名」欄は、在留カード、パスポートの記載のとおり、アルファベットで記入してください。
- ② 「本籍地・国籍」欄は、「インドネシア」「フィリピン」「ベトナム」のいずれかを記入してください（現住所の都道府県名ではありません）。
- ③ 「本籍地コード」欄は、必ず「99」と記入してください。

(2) 「EPA 候補者確認書」（77 ページ）について

- ① 「EPA 候補者確認書」の提出がない場合、**区分7** で申し込みできません（必ず提出してください）。
※ 過去の試験で「EPA 候補者確認書」を提出した方も、再度提出が必要です。
- ② 在留カード（またはパスポート）のコピー（氏名、生年月日、国籍の記載がある面）を貼り付けてください。
- ③ 候補者番号（JICWELS 管理番号）が不明な場合、国際厚生事業団（JICWELS）へお問い合わせください。

公益社団法人 国際厚生事業団（JICWELS）
E-mail：epakaigo@jicwels.jp 電話：03-6206-1198

【記入例】「様式は 77 ページ」にあります

記入方法 参照ページ 22ページ	「受験の手引」 22ページ	EPA
使用する 筆記具	ボールペン	区分 7

第38回介護福祉士国家試験
EPA 候補者確認書

※ この書類の提出がないと **区分7** では申し込みできません。

私は、EPA 候補者として受験資格を取得し、**区分7** で受験申し込みをします。

令和7年 8 月 25 日
公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

フリガナ ケア アイ フクシ

氏名 **CARE AI FUKUSHI**

生年月日 昭和 55 年 5 月 5 日
平成 (西暦 1980 年)

候補者番号 (JICWELS管理番号) PH 1 2 3 4 5 6 7

※ 候補者番号は アルファベット (ID・PH・VN) と数字7ケタの番号を記入してください。

E-mailアドレス ●●●●●●●●@●●●●●●●●

電話番号 ※ 海外の場合、国番号から記入 ●●-●●-●●●●●●●●

「在留カード(コピー)」「パスポート(コピー)」
貼り付け欄

日本国政府 在留カード 番号 AB12345678CD
CARE AI FUKUSHI
1980年 5月 5日 フィリピン
見本・SAMPLE

※ 「受験申込書に記入した氏名」、「生年月日」、「国籍」の記載がある面を貼り付けてください。

【結婚等で氏名が変更になった方のみ記入してください。】
変更前の氏名 (アルファベット) FUKUSHI AI

生年月日の元号の□を塗りつぶし、年月日を記入してください。

アルファベット (ID・PH・VN) と数字7ケタの番号を記入してください。

在留カード（またはパスポート）のコピーを貼り付けてください。

確認書を記入した日付を記入してください。

氏名は受験申込書に記入したとおり、アルファベットで記入してください。

E-mailアドレスと電話番号（海外の方は国番号から）を記入してください。

結婚等で氏名が変更になった方は、変更前の氏名をアルファベットで記入してください。

外国籍等確認書類貼付用紙

外国人の方等ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長の希望申請（EPA 候補者を除く）

外国の国籍を有する方または日本に帰化された方については、下記の申請手続きにより、全ての漢字にふりがなを付記した問題用紙（ふりがな付き問題用紙）の配付を行い、試験時間が通常の1.5倍となります。

1 申請方法（下記①と②両方が必要となります。）

① 受験申込書への記入（15 ページ⑥参照）

「『ふりがな付き問題用紙』の使用及び試験時間の延長の希望」欄□の塗りつぶし、国籍（帰化された方は従前の国籍）の記入

※ 塗りつぶしていない場合、ふりがな付き問題用紙は配付されず、試験時間の延長もありません。

【記入例】

「ふりがな付き問題用紙」の使用 及び 試験時間の延長の希望 ・外国の国籍を有する方 ・日本に帰化された方 (区分7の方は記入不要です)	希望する場合は□を塗りつぶし、国籍（国名）を書いてください。（帰化された方は従前の国籍） ■ 国籍（国名）： <u>フィリピン</u> ➡ 別途、国籍等が確認できる書類の提出が必要です。 ※ 「受験の手引」23ページ参照
---	--

② 外国の国籍等が確認できる書類の提出

81 ページの「外国籍等確認書類貼付用紙」に、外国の国籍等が確認できる書類（「受験申込書に記入した氏名」「生年月日」「国籍」の記載がある書類）を貼り付け、提出してください。

外国の国籍を有する方 ※ 国籍が記載されているもの どちらか一つの書類の提出が必要です。	・在留カード（コピー） ・その他、国籍が記載されている書類
日本に帰化された方 ※ 帰化したこと（従前の国籍）の記載があるもの どちらか一つの書類の提出が必要です。	・戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本） ・その他、帰化したこと（従前の国籍）の記載がある書類

【記入例】

「様式は81 ページ」にあります。

生年月日の元号を塗りつぶし、
年月日を記入してください。

氏名は、受験申込書に記入した
とおりに記入してください。

氏名、生年月日、国籍がわかる
ように貼り付けてください。
この枠に入らない場合は、ホッ
チキスでとめてください。

2 注意事項

- ① 「ふりがな付き問題用紙の使用」または「試験時間の延長」のどちらか一方のみを希望することはできません。
 - ② 過去に「ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長」が認められて受験した方も、再度申請が必要です。
 - ③ 「ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長」は受験票に記載されますので、ご確認ください。
 - ④ 受験申し込み時に申請がない場合は、「ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長」は認められません。
 - ⑤ EPA 候補者については、申請は不要です。
- ※ 「ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長」が認められた方には、通常の問題用紙は配付されません。

受験申込区分ごとの提出書類

区分1 卒業証明書／卒業見込証明書 または 委託訓練修了証明書 ／委託訓練修了見込証明書

養成施設が作成する書類

様式は試験センターホームページに掲載されています。
(URL) https://www.sssc.or.jp/kaigo/youshiki_sotsu.html

区分1 は、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校または都道府県知事の指定した養成施設において、介護福祉士として必要な知識及び技能を修めて卒業または委託訓練を修了した方（「卒業見込み」または「委託訓練修了見込み」を含む）の受験申し込み区分です。

「卒業見込み」または「委託訓練修了見込み」の方は、令和8年3月31日までに卒業予定または訓練修了予定の方となります。

証明書作成時の注意事項

- ① 証明権限を有する学校長等が作成・証明してください。
- ② 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する学校長等の職印で訂正してください。
- ③ 証明書は、小封筒に厳封しないでください。
- ④ 下記様式と同様の内容であれば、学校で作成した様式を使用して証明しても差し支えありません。

卒業証明書（委託訓練修了証明書）の氏名と受験申込書の氏名の記載が異なる場合について

戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を同封してください。

【様式（卒業見込証明書／卒業証明書）】

☐ 留学生（在留資格「留学」） （留学生の場合は左の口をぬりつぶしてください）	介護福祉士国家試験 提出用
番 号	
卒 業 見 込 証 明 書	
ふりがな：〇〇 〇〇 氏 名：〇〇 〇〇 生年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日生	
上記の者は令和〇〇年〇〇月〇〇日 本校（学部名・学科名等）に入学し、（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則／社会福祉士介護福祉士学校指定規則）別表第4（第〇号（等）養成施設／学校）に規定する教育の内容を修得し、令和〇〇年〇〇月〇〇日に卒業する見込みであることを証明する。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
学 校 名：	印
学 校 長：〇〇 〇〇	
養成施設コード：〇〇〇〇〇	

☐ 留学生（在留資格「留学」） ※ 在学時に在留資格が「留学」であった者を含む （留学生の場合は左の口をぬりつぶしてください）	介護福祉士国家試験 提出用
番 号	
卒 業 証 明 書	
ふりがな：〇〇 〇〇 氏 名：〇〇 〇〇 生年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日生	
上記の者は令和〇〇年〇〇月〇〇日 本校（学部名・学科名等）に入学し、（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則／社会福祉士介護福祉士学校指定規則）別表第4（第〇号（等）養成施設／学校）に規定する教育の内容を修得し、令和〇〇年〇〇月〇〇日に卒業したことを証明する。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
学 校 名：	印
学 校 長：〇〇 〇〇	
養成施設コード：〇〇〇〇〇	

「委託訓練修了証明書」「委託訓練修了見込証明書」は、それぞれに様式が指定されていますのでご注意ください。

区分2 実務者研修修了証明書 ／実務者研修修了見込証明書

実務者研修実施団体が
作成する書類

(1) 受験申し込み時の提出書類・A または B のいずれか 1 枚（原本を提出）

今回同封
する書類

A 実務者研修修了証明書

- この「実務者研修修了証明書」は、受講者が保管するものではなく、試験センターへ提出するためのものです。

社会福祉協議会・試験センター提出用

実務者研修修了証明書

フリガナ：
氏 名：
生年月日（和暦）：

上記の者は、当機関が厚生労働大臣の指定を受けて行う社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく実務者研修を
令和 年 月 日に修了したことを証明します。

令和 年 月 日
所 在 地
名 称
代表者氏名 印

実務者研修コード：

原本を提出

B 実務者研修修了見込証明書

- 令和8年3月31日までに研修を修了する予定の方が対象です。

社会福祉協議会・試験センター提出用

実務者研修修了見込証明書

フリガナ：
氏 名：
生年月日（和暦）：

上記の者は、当機関が厚生労働大臣の指定を受けて行う社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく実務者研修を
令和 年 月 日に修了する見込みであることを証明します。

令和 年 月 日
所 在 地
名 称
代表者氏名 印

実務者研修コード：

原本を提出

※ 「修了（見込）年月日」「証明日」「実務者研修コード」の記載があり、証明印が押されていることを確認してください。

今後提出
する書類

受験申し込み後、修了した場合

「実務者研修修了証明書」を「簡易書留」で試験センターに提出してください。

【提出期限】

令和8年4月10日（金）消印有効
（提出方法は85・87ページ参照）

※ 期限までに提出しなかった場合は、試験が無効となります。

受験申し込み後、修了しなかった場合は試験が無効となります。

(2) 実務者研修修了（見込）証明書の氏名と受験申込書の氏名の記載が異なる場合について

戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を同封してください。

(3) 実務者研修のお問い合わせ先について

実務者研修の開催期間・費用等については、実務者研修実施者に直接お問い合わせください。
実務者研修実施者の情報は、都道府県庁、地方厚生（支）局ホームページ等で確認してください。

「実務経験見込み」で受験申し込みをする場合の記載について

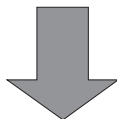
受験申込時には、実務経験に必要な従業期間・従事日数を満たさないが、令和8年3月31日までに満たす場合は、以下の例を参照してください。

例：「振興会ホームヘルプステーション」は、

①令和7年8月25日に
実務経験証明書を作成しました。

区分2で受験申し込みをする
福士愛さんは、

②令和5年2月1日から
勤務しています。
実務経験を満たすためには、
令和8年1月30日まで
勤務する必要があります。



この場合のよくある間違い

実務経験証明書

作成日 令和7年8月25日

従業期間が、作成日までとなっているのが間違い

従業期間 令和5年2月1日から
令和7年8月25日まで

必ず事業所の証明書作成者が作成・押印してください。

介護福祉士国家試験
実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書) ①

(証明書作成日) 令和 7 年 8 月 25 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人・施設・事業所名	社会福祉法人振興会		法人格コード
所在地	〒11510100 東京都渋谷区渋谷〇-〇-〇		0 2
電話番号	03 - 0000 - 0000	名	社会福祉法人 振興会 理事長印
代表者	役職 理事長	氏名 厚生太郎	
証明書作成者	所属・役職等 総務課主任	氏名 山田二郎	

次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。

フリガナ	フクシ アイ	昭和 55 年 5 月 5 日生
氏名	福士 愛	☒ 昭和 ☐ 平成
本人住所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号	
施設または事業所名	振興会ホームヘルプステーション 介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号(認定コード) 4 8 7 0 1 0 0 0 1 1	
施設(事業)種類	指定訪問介護	コード 0 3 6
職種(職名)	訪問介護員	コード 0 3
従業期間及び介護等の業務に従事した(する)日数	① ☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ ② 5 年 2 月 1 日から ② ☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ ③ 8 年 1 月 30 日まで 上記①から②までの日数 1,095 日 介護等の業務に従事した(する)日数 (上記の従業期間の内、休暇・欠勤・出張・研修などの日を除いた日数) ④ 540 日	

(注) ① 従業期間は、令和8年3月31日までが対象となりますが、証明書作成日(発日)以降を含める場合は、実務経験「見込」となりますので、実務経験を満たした時点で確定した内容の実務経験証明書を再度提出してください。最終提出期限(令和8年4月10日 金)(消印有効)。
② 区分2、3、7(通算で) 従業期間1,095日・従事日数540日以上(注)が必要で、
区分5(通算で) 従業期間273日・従事日数135日以上(注)が必要で、

証明権限を有する代表者の方へ
① 実務経験証明書について、不実または錯誤した内容の記載をした場合、社会福祉士及び介護福祉士法第8条第1項及び第2項の規定により本人に対し試験を無効とする処分を行うとともに、さらに厚生労働大臣が期間を定めて介護福祉士国家試験を受けさせない処分をすることがあります。また、証明権者はその内容を報告しなければなりません。
② 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。それ以外の方法で訂正したものは証明書として無効となります。

実務経験証明書作成支援ツール ㊞

雇用契約に基づき、実際に介護等の業務に従事した(する)日数のみ算入できます。1日の勤務時間は問いません。介護等の業務をしなかった日は対象外です(休暇・欠勤・出張・研修など)。

従業期間が実務経験を満たす日以降(例：令和8年1月30日)までと記載してください。

2回目の実務経験証明書 最終提出期限(令和8年4月10日(金))(消印有効)

実務経験を満たした時点で〔福士愛さんの場合、令和8年1月30日(従業期間3年(1,095日)以上かつ従事日数540日を満たした日)以降〕再度、実務経験証明書を作成する必要があります。(提出方法85・87ページ参照)。

区分2 区分3 区分5 区分7

うちわけ
従事日数内訳(見込)証明書

勤務先(事業所)が作成する書類

(同じ期間に複数の事業所に所属している方が「実務経験証明書」に加えて提出する書類)

受験者の皆様

- ① この「従事日数内訳(見込)証明書」は、勤務先(事業所)が作成する書類です。
- ② 勤務先(事業所)に「実務経験証明書」作成依頼書(71・73・75 ページ)を提示して証明書の作成を依頼してください。
- ③ 同じ期間に複数の事業所に所属(掛け持ち)している場合のみ記入し、「実務経験証明書」と一緒に必ず「従事日数内訳証明書」の作成も依頼してください。

事業所の証明書作成ご担当者様

実務経験証明書(従事日数内訳証明書)は、試験センターホームページの作成支援ツールから作成・印刷・押印のうえ、依頼者へお渡しください。

(URL) <https://www.sssc.or.jp/kaigo/tools/index.html>

従事日数内訳証明書が必要な場合

同じ期間に複数の事業所に所属(掛け持ち)している場合

例	事業所名	職種	令和7年					
			1月	2月	3月	4月	5月	6月
	Y 訪問介護事業所	訪問介護員	→					
	Z 訪問介護事業所	訪問介護員			→			

——ここが掛け持ち——

↳ この期間のみ「従事日数内訳証明書」が必要

- ※ 証明する施設事業所：Y 訪問介護事業所・Z 訪問介護事業所の2か所
提出する書類：「実務経験証明書」2枚、「従事日数内訳証明書」2枚

「従事日数内訳証明書」に記載した期間に実務経験見込期間が含まれている場合

- (ア) 作成期間：実務経験を満たす日までを記載してください。
(イ) 再提出：見込みで証明した期間が経過し、実務経験を満たした時点で、令和8年4月10日(金)までに「実務経験証明書」と一緒に、再度、「従事日数内訳証明書」を提出してください。

〔富士愛さんの例〕

富士愛さんは2か所の事業所に所属しており、令和8年3月31日で実務経験を満たす予定です。

A 訪問介護事業所 令和5年4月1日～令和7年10月20日

B 訪問介護事業所 令和7年5月1日～令和8年3月31日

【証明書作成日】 令和7年8月25日

事業所名	職種	令和7年											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
A 訪問介護事業所	訪問介護員	→											
B 訪問介護事業所	訪問介護員					→							

——掛け持ち期間——

留意事項

① 2事業所の「従事日数内訳証明書」を作成する期間

2事業所とも、5月1日～10月20日までの掛け持ち期間の証明が必要です。

② 見込期間が含まれている「従事日数内訳証明書」の作成

【証明書作成日まででなく、2事業所の所属が重複する期間まで従事日数を見込んで作成】

5月1日～8月25日まででなく、5月1日～10月20日まで必要です。

③ 実務経験を満たしたら「従事日数内訳証明書」を改めて作成し提出

見込みで証明した期間が経過し、実務経験を満たした時点で、2事業所とも5月1日～10月20日までの確定した証明書を改めて作成し提出してください(「実務経験証明書」も改めて作成し一緒に提出)。

実務経験について

1 Q 受験するために、実務経験はどのくらい必要ですか。

A 試験実施年度の3月31日までに、実務経験の対象となる施設（事業）及び職種での「従業期間」が3年以上（1,095日以上）、かつ「従事日数」が540日以上必要です。

なお、特例高校等の卒業者の方が必要な実務経験は、実務経験の対象となる施設（事業）及び職種での「従業期間」が9ヶ月以上（273日以上）、かつ「従事日数」が135日以上です。

2 Q 実務経験証明書作成時に実務経験を満たしていなくても受験を申し込むことはできますか。

A 試験実施年度の3月31日までに従業期間・従事日数が必要日以上となる見込みの方は、「実務経験見込」として申し込みできます。

3 Q 「従業期間」とは、どのような期間のことですか。

A 実務経験の対象となる施設（事業）及び職種で在職した期間（「産休、育休、病休」等の休職期間を含む）のことです。

4 Q 「従事日数」とは、どのような日数のことですか。

A 「従業期間」の内、介護等の業務に従事した日数（出勤日数）です。（休暇、欠勤、出張、研修等実際に介護等の業務に従事しない日数は、含まれません）

5 Q 「従事日数」は540日以上を満たすのですが、「従業期間」は3年以上（1,095日以上）ありません。「従事日数」を満たしていればよいですか。

A 「従業期間」と「従事日数」の両方を満たす必要があります。

6 Q 従事日数を計算する際に、夜間勤務は1日と計算するのですか。それとも2日と計算するのですか。

A 事業所の雇用、就業規程に基づいて、計算していただいて結構です。
1日の勤務時間は問いません。

7 Q 雇用形態が非常勤ですが、対象となりますか。

A 対象となる「職種」で雇用されていれば、非常勤（パート、アルバイト）でも対象です。

8 Q A事業所を退社して、B施設に入社しました。その後、B施設から、C施設に異動しました。「従業期間」、「従事日数」は合算して実務経験とすることはできますか。

A A、B、Cにおいて対象となる「施設（事業）」、「職種」で雇用されていれば、「従業期間」、「従事日数」はすべて合算できます。

9 Q X事業所と、Y施設と同じ期間に複数の事業所に所属して働いている場合の計算は、どうすればよいですか。

A 同じ日に複数の事業所で介護等の業務を行なった場合、「従業期間」、「従事日数」は1日として扱います。

10 Q 現在、福祉の仕事をしていませんが、過去に福祉の仕事をしていました。受験申し込み時に福祉の仕事に就いていなくても、過去の実務経験は有効ですか。

A 過去に対象となる「施設（事業）」「職種」で雇用されていれば、有効です。

11 Q 過去に10年間介護等の業務に従事していました。受験する際には10年間全部の証明が必要ですか。

A 実務経験に必要な期間（「従業期間」3年以上（1,095日以上）かつ「従事日数」540日以上）の証明があれば結構です。

実務経験証明書について

1 **Q** 実務経験証明書の記載に誤りがありました。修正液を使用してよいですか。

A 訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。

2 **Q** 実務経験証明書は、原本を提出するのですか。

A 原本を提出してください。

3 **Q** 過去に勤務していた施設、事業所から発行された実務経験証明書の氏名・本人住所が当時の情報で記載されているため現在と異なります。どうすればよいですか。

A 氏名を旧姓で証明された場合、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を同封してください。
本人住所は、現在と異なっても、特に必要な書類はありません。

4 **Q** 過去に、実務経験を満たした実務経験証明書を提出して受験し、不合格でした。今回の受験申し込み時に再度、実務経験証明書の提出は必要ですか。

A 不要です。

5 **Q** 施設、事業所が廃業した等で実務経験証明書を作成してもらえません。どうすればよいですか。

A 詳しくは、廃業した施設・事業所の実務経験について（68ページ）をご覧ください。

従事日数内訳証明書について

1 **Q** 従事日数内訳証明書は、どのような場合に必要ですか。

A 従事日数内訳証明書は、同じ期間に複数の事業所に所属している場合に必要です。
必ず「実務経験証明書」と一緒に提出してください。

2 **Q** 実務経験「見込み」で受験申し込みをする際の従事日数内訳証明書の書き方がわかりません。

A 過去の勤務実績や労働条件をもとに、今後の出勤日を推測して、実務経験を満たす日までを記載してください。

実務経験の範囲について

介護福祉士試験の受験資格となる実務経験は、厚生労働省がその範囲を示しています。

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（令和6年7月3日社援発0703第1号）別添2」（63～65ページ参照）

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（令和6年7月3日社援基発0703第1号）」（65・66ページ参照）

受験資格となる実務経験の範囲は、33ページ以降の表に掲げた「施設・事業・職種」及び上記の通知（原典）のとおりです。

1 「法人格」とコード

法人格（運営主体）	コード
国、地方公共団体等の公的機関	01
社会福祉法人、（一般・公益）財団・社団法人、宗教法人、独立行政法人、学校法人等の非営利法人	02
医療法人等、病院・診療所を開設する法人及び個人	03
株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合弁会社等の営利法人 （人材派遣会社はコード08）	04
特定非営利活動法人（NPO法人）	05
生活協同組合、農業協同組合、企業組合等の協同組合	06
その他	07
人材派遣会社（上記コード01～07の運営主体に介護職員等を派遣） ※ 派遣先である運営主体でも、派遣元である人材派遣会社でも証明可能です （運営主体が証明できない場合は、人材派遣会社が証明してください）	08

2 「施設・事業」「職種」とコード

職種について

施設・事業所内において、独自の職種（職名）を使用している場合は、「人員配置基準」「運営要綱」等に基づいた正式な職種を記載してください。

例：ケアワーカー、介護ヘルパー、介護員等 → 介護職員

対象とならない職種

① 「人員配置基準」「運営要綱」等を示された、主たる業務が介護等の業務と認められない職種

- ・ 生活相談員、支援相談員等の相談援助業務を行う職種
- ・ 医師、看護師、准看護師
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の機能訓練担当職員（当該業務を補助する方を含む）
- ・ 心理担当職員、作業指導員、職業指導員、就労支援員、目標工賃達成指導員、賃金向上達成指導員
- ・ 事務員、介護支援専門員、調理員、栄養士、計画作成担当者、福祉用具専門相談員

② 主たる業務が介護等の業務でないことが明確な職種

例：相談員、警備員、運転手、用務員、清掃員、あん摩マッサージ指圧師

職種の兼務について

介護等の業務とそれ以外の業務を兼務している場合、「職種コード」欄は「10」と記載してください。

※ 介護等の業務とそれ以外の業務を兼務している事実が、辞令等で明確であって、主たる業務が介護等の業務である場合に限り対象となります。

「職種」欄は「介護職員兼生活相談員」のように、「介護職員兼〇〇」となります。

※ 施設長または事業所の長が、介護等の業務を兼務している場合、介護等の業務に従事した日数に限り対象となります。

「職種」欄は「介護等の業務を兼務する施設長」のように、「介護等の業務を兼務する〇〇〇」となります。

代表者の自己証明について

代表者本人が受験申込者自身である場合、実務経験証明書は、受験申込者以外の第三者が作成してください。また併せて受験申込者自身が代表者であること、実務経験の対象となる事業を行っていることが確認できる「法人の履歴事項全部証明書」の原本を必ず提出してください。

実務経験証明書の「施設（事業）種類」「職種」欄には、次のうち該当する「施設・事業」「職種」及び「コード」を記載してください。

ア 社会福祉施設等

施設・事業		介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
	コード	
㊦ 児童福祉法関係の施設・事業		
知的障害児施設	001	・保育士〔01〕
自閉症児施設		
知的障害児通園施設	002	・介助員〔02〕
盲児施設	003	・看護補助者〔05〕
ろうあ児施設		・看護助手〔05〕
難聴幼児通園施設		・児童指導員〔07〕（ただし、下記の注意事項1に掲げる者に限る）
肢体不自由児施設	004	・指導員（児童発達支援・放課後等デイサービス）〔06〕（ただし、下記の注意事項2の①・②に掲げる者に限る）
肢体不自由児通園施設		
肢体不自由児療護施設		
重症心身障害児施設	005	・障害福祉サービス経験者（児童発達支援・放課後等デイサービス）〔09〕（ただし、下記の注意事項3の①・②に掲げる者に限る）
重症心身障害児（者）通園事業	006	など利用者の保護に直接従事する職員
肢体不自由児施設または重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関（国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの）	007	
児童発達支援	089	※ 対象とならない職種 「職種の兼務」 「代表者の自己証明」については 33ページを参照
放課後等デイサービス	090	
障害児入所施設	091	
児童発達支援センター	092	
指定発達支援医療機関	102	
保育所等訪問支援	093	訪問支援員〔03〕
居宅訪問型児童発達支援	098	
注意事項		
1 「児童指導員」について 業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。		
2 「指導員」（児童発達支援・放課後等デイサービス）について		
① 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」において、「介護職員」が置かれている場合、「指導員」は実務経験になりません。		
② 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」において、業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。 なお、「児童発達支援」の場合は平成31年3月31日まで、「放課後等デイサービス」の場合は平成30年3月31日までの期間に限り実務経験になります。		
3 「障害福祉サービス経験者」（児童発達支援・放課後等デイサービス）について		
① 業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合は令和5年3月31日までの期間に限り実務経験になります。		
② 「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。		
※上記1～3により、介護福祉士国家試験を受験した場合、その実務経験は「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験」の実務経験になりません。		

施設・事業		介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
コード		
① 障害者総合支援法関係の施設・事業		
障害者デイサービス事業（平成18年9月までの事業）	061	・★保育士（児童デイサービス）〔01〕 ・介護職員〔02〕 ・介助員（盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業）〔02〕 ・寮母〔02〕 ・★生活支援員〔06〕 ・★指導員（児童デイサービス・地域活動支援センター）〔06〕 ・★精神障害者社会復帰指導員（精神障害者社会復帰施設）〔06〕 ・★世話人（共同生活介護・共同生活援助）〔06〕 などのうち、主たる業務が介護等の業務である者 ※ ★印がある5職種は下記の注意事項1の①・②を満たした方が対象になります。 ※ 「対象とならない職種」「職種の兼務」「代表者の自己証明」については33ページを参照
短期入所	062	
障害者支援施設	065	
療養介護	066	
生活介護	067	
児童デイサービス	083	
共同生活介護（ケアホーム）	068	
共同生活援助（グループホーム）	084	
自立訓練	069	
就労移行支援	070	
就労継続支援	071	
知的障害者援護施設 （知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者福祉工場）	072	
身体障害者更生援護施設 （身体障害者更生施設・身体障害者療養施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場）	073	
福祉ホーム	074	
身体障害者自立支援	076	
日中一時支援	077	
生活サポート	078	
経過的デイサービス事業	079	
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	096	
訪問入浴サービス	080	
地域活動支援センター	081	
精神障害者社会復帰施設 （精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場）	085	
在宅重度障害者通所援護事業 （日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る）	019	
知的障害者通所援護事業 （全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る）	041	
居宅介護	063	・訪問介護員〔03〕 ・ホームヘルパー〔03〕 ・ガイドヘルパー〔03〕 など主たる業務が介護等の業務である者（サービス提供責任者としての業務は対象となりません。実際に介護等の業務を行う職種（職名）で証明してください。）
重度訪問介護		
行動援護		
同行援護		
外出介護（平成18年9月までの事業）		
移動支援事業	075	
注意事項		
1 「★印の5職種」について ① 上表の「施設・事業の配置基準」などで「介護職員」が置かれている場合、実務経験になりません。 ② 上表の「施設・事業」で、業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。 ③ 前記①・②により、介護福祉士国家試験を受験した場合、その実務経験は「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験」の実務経験になりません。		
2 「障害者総合支援法の施設・事業」を実施している場合、当該施設・事業の適用を受ける前から同等の施設・事業を継続的に行っている場合は、その施設・事業を開始した時点から実務経験になります。 ・「非営利法人」→法人格取得以前の期間も対象 ・「営利法人」→法人格取得後の期間が対象		

施設・事業		介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
コード		
㊦ 老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業		
老人デイサービスセンター	023	・介護職員〔02〕 ・介護従事者〔02〕 ・介護従業者〔02〕 （指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定看護小規模多機能型居宅介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護）
指定通所介護（指定療養通所介護を含む）		
指定地域密着型通所介護		
指定介護予防通所介護		
第1号通所事業		
指定認知症対応型通所介護		
指定介護予防認知症対応型通所介護		
老人短期入所施設	024	・介助員〔02〕 ・支援員（養護老人ホームのみ）〔08〕 など主たる業務が介護等の業務である者
指定短期入所生活介護		
指定介護予防短期入所生活介護	025	
養護老人ホーム	026	※ 「対象とならない職種」 「職種の兼務」 「代表者の自己証明」については 33ページを参照
特別養護老人ホーム		
指定介護老人福祉施設		
指定地域密着型介護老人福祉施設	027	
軽費老人ホーム		
ケアハウス	028	
有料老人ホーム	064	
指定小規模多機能型居宅介護		
指定介護予防小規模多機能型居宅介護	094	
指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）		
指定訪問入浴介護	031	
指定介護予防訪問入浴介護		
指定認知症対応型共同生活介護	032	
指定介護予防認知症対応型共同生活介護		
介護老人保健施設	033	
介護医療院	097	
指定通所リハビリテーション	034	
指定介護予防通所リハビリテーション		
指定短期入所療養介護	035	
指定介護予防短期入所療養介護		
指定特定施設入居者生活介護	082	
指定介護予防特定施設入居者生活介護		
指定地域密着型特定施設入居者生活介護		
サービス付き高齢者向け住宅	095	
指定訪問介護	036	・訪問介護員〔03〕 ・ホームヘルパー〔03〕 (サービス提供責任者としての業務は対象となりません。実際に介護等の業務を行う職種（職名）で証明してください。)
指定介護予防訪問介護		
第1号訪問事業		
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
指定夜間対応型訪問介護		
指定訪問看護	100	・看護補助者〔05〕 ・看護助手〔05〕 など主たる業務が介護等の業務である者
指定介護予防訪問看護		
注意事項		
1 介護保険法の「指定居宅サービス」、「指定介護予防サービス」、「指定地域密着型サービス」、「指定地域密着型介護予防サービス」、「第1号訪問事業」、「第1号通所事業」を実施している場合、当該事業の適用を受ける前から、同等の事業を継続的に行っている場合は、その事業を開始した時点から実務経験になります。 〔・「指定通所リハビリテーション」を除く。 ・「非営利法人」→法人格取得以前の期間も対象 ・「営利法人」→法人格取得後の期間が対象〕		
2 「第1号訪問事業」、「第1号通所事業」は、旧「指定介護予防訪問介護」、旧「指定介護予防通所介護」に係る基準の例による基準に従って事業を実施するもので、「事業者指定」を受けているものが実務経験となります。		
3 「指定訪問看護」、「指定介護予防訪問看護」の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象となりません。		

施設・事業		介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
	コード	
㊦ 生活保護法関係の施設		
救護施設	0 2 1	・介護職員〔0 2〕 ・介助員〔0 2〕 など主たる業務が介護等の業務である者
更生施設	0 2 2	
㊧ その他の社会福祉施設等		
地域福祉センター	0 4 3	・介護職員〔0 2〕 ・介護員〔0 2〕 ・介助員〔0 2〕 ・看護補助者〔0 5〕 ・看護助手〔0 5〕 など主たる業務が介護等の業務である者 ※ 「対象とならない職種」 「職種の兼務」 「代表者の自己証明」については 33ページを参照
隣保館デイサービス事業	0 4 4	
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	0 4 5	
ハンセン病療養所	0 4 6	
原子爆弾被爆者養護ホーム	0 4 7	
原子爆弾被爆者デイサービス事業	0 4 8	
原子爆弾被爆者ショートステイ事業	0 4 9	
労災特別介護施設	0 5 1	
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	0 5 0	原爆被爆者家庭奉仕員〔0 3〕
家政婦紹介所 （個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る）	0 5 2	家政婦〔0 4〕
訪問看護事業 （健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業）	1 0 1	・看護補助者〔0 5〕 ・看護助手〔0 5〕 など主たる業務が介護等の業務である者
注意事項		
「ハンセン病療養所」、「訪問看護事業」の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象となりません。		

イ 病院または診療所

施設・事業		介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
	コード	
病院	087	・介護職員〔02〕 ・看護補助者〔05〕 ・看護助手〔05〕 など主たる業務が介護等の業務である者
診療所		
注意事項		
病院または診療所の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象となりません。		

ウ 介護等の便宜を供与する事業

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業	056	・介護職員〔02〕 ・訪問介護員〔03〕 など主たる業務が介護等の業務である者
介護保険法の基準該当居宅・介護予防サービス（指定事業所は除く）	057	
障害者総合支援法の基準該当障害福祉サービス（指定事業所は除く）	088	
以下の各サービスに準ずる事業 非営利法人が実施する介護保険法の指定（基準該当）居宅、第1号訪問事業、第1号通所事業、指定（基準該当）介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービスまたは障害福祉サービス事業	058	・その他〔10〕（実施要綱・条例・定款等に基づいた職種（職名）を記載） ※ 「対象とならない職種」 「職種の兼務」 「代表者の自己証明」については33ページを参照
その他の介護等の便宜を供与する事業（運営主体が法人格を有していること）（34～38ページの「施設・事業」に該当しない事業）	099	

注意事項

1 上表のコード「056」、「058」、「099」の事業には、実務経験になる条件があります。

※ コード「056」、「058」、「099」の事業を実務経験とする場合、「実務経験証明書」の他に、次の条件すべてに該当することが確認できる資料を受験申込書に同封してください。

事業の種類	対象者が「高齢者」「障害児・者」である。
実施要綱・条例・定款等	「高齢者」「障害児・者」「福祉に関する…」等の記載がある。
事業目的・事業概要	介護等の業務を行うことが明記されている。
職 種	業務分掌上「介護職員」「訪問介護員」等として配置され、主たる業務が介護等の業務である。

2 コード「057」、「088」（介護保険法・障害者総合支援法の基準該当サービス）の場合、基準該当の適用を受ける前から、同等の事業を継続的に行っている場合は、その事業を開始した時点から実務経験になります。

- ・「非営利法人」→法人格取得以前の期間も対象。
- ・「営利法人」→法人格取得後の期間が対象。

3 「実務経験証明書」の「施設（事業）種類」・「職種」欄は、具体的に記載してください。

【記載例】

必ず事業所の証明書作成者が作成・押印してください。

介護福祉士国家試験
実 務 経 験 証 明 書
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日) 令和 7 年 8 月 25 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人・施設・事業所名 〇〇市教育委員会	法人格コード 0 1
所 在 地 〒0000000 〇〇市〇〇町1-1	〇〇市 教育長印
電 話 番 号 00 - 0000 - 0000	
代 表 者 教育長 厚生太郎	
証 明 書 作 成 者 教育部 支援課 山田 二郎	

次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。

フリガナ 氏 名	フクシ アイ	昭和 □ 平成	55 年 5 月 5 日生
本 人 住 所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号		
施 設 又 は 事 業 所 名	〇〇市立〇〇特別支援学校		
施設（事業）種類	地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業 (〇〇市特別支援教育支援員設置要綱に基づく事業)	コード	0 5 6
職 種 (職名)	特別支援教育支援員	コード	1 0
従 業 期 間 及 び	① ☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☒ 令和 2 年 1 1 月 2 0 日から ② ☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☒ 令和 3 年 1 1 月 2 3 日まで		

「施設（事業）種類」欄

- ・「〇〇市の条例に基づく事業（〇〇市高齢者デイサービス事業）」
- ・「介護保険法の指定訪問介護に準ずる事業（〇〇社協ホームヘルプサービス事業）」
- ・「その他の介護等の便宜を供与する事業（〇〇福祉法の〇〇事業に準ずる事業）」

のように、() 内に必ず事業名を記載してください。

「職種」欄

職名を記載してください。

**区分3 「介護職員基礎研修修了証明書」(※)
及び「認定特定行為業務従事者認定証」
または「喀痰吸引等研修修了証明書(証書)」**
(※)2012年(平成24年)3月31日に廃止されています。

都道府県庁または
登録研修機関に
依頼する書類

実務者研修を修了している方は**区分2**で申し込んでください。

(1) 受験申し込み時の提出書類・アとイの2枚(イはAまたはBから1枚)

ア

- ・ 介護員養成研修事業者が原本証明した「介護職員基礎研修」の記載のある修了証明書

※ 介護職員初任者研修ではありません。
※ 介護職員基礎研修は、廃止されています。

+

イ

A 都道府県庁が原本証明した
「認定特定行為業務従事者認定証」

または

イ

B 都道府県庁または登録研修機関が原本
証明した

- ・ 「喀痰吸引等研修修了証明書(証書)」
- ・ 「喀痰吸引等研修修了見込証明書」

(2) 原本証明について

原本を提出することができない証明書等について、その写し(コピー)であることを証明していただくものです。各証明書の原本証明は、下記(3)までお問い合わせください。

(3) 「介護職員基礎研修」・「喀痰吸引等研修」のお問い合わせ先について

原本証明については、下記までお問い合わせください。

「介護職員基礎研修」……………介護員養成研修事業者

「認定特定行為業務従事者認定証」……………都道府県庁

「喀痰吸引等研修修了証明書(証書)」……………都道府県庁または登録研修機関

※ 試験センターでは、介護職員基礎研修、喀痰吸引等研修についてのご案内は行っておりません。

(4) 「認定特定行為業務従事者認定証」「喀痰吸引等研修修了証明書」「喀痰吸引等研修修了見込証明書」について

- ・ 各証明書には、「第一号または第二号研修修了」及び「特定行為種別または実地研修修了行為」の記載が必要です(第三号研修修了者、経過措置対象者、基本研修のみ修了者等は対象外です)。
- ・ 喀痰吸引等研修は、令和8年3月31日までに修了する予定の方が対象です。

(5) 喀痰吸引等研修修了見込証明書を提出した場合について

研修修了後「原本証明した喀痰吸引等研修修了証明書」を提出してください。

【提出期限】令和8年4月10日(金)消印有効(提出方法は85・87ページ参照)

※ 期限までに提出しなかった場合は、試験が無効となります。

今回の受験申し込みの際は、「原本証明した介護職員基礎研修修了証明書」の提出も必要となります。

(6) 介護職員基礎研修修了証明書等の氏名と受験申込書の氏名の記載が異なる場合について

戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)を同封してください。

区分4 区分5 卒業(見込)証明書

様式は試験センターホームページに掲載されています。
(URL) https://www.sssc.or.jp/kaigo/youshiki_sotsu.html

福祉系高校が 作成する書類

区分4 は、平成21年度以降に、学校教育法による高校（福祉系高校。専攻科を含む）に入学し、介護福祉士として必要な知識及び技能を修めて卒業した方（「卒業見込み」を含む）の受験申し込み区分です。
「卒業見込み」の方は、令和8年3月31日までに卒業予定の方となります。

区分5 は、学校教育法による高校（特例高校。専攻科を含む）において、介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修めて卒業し、9ヶ月以上介護等の業務に従事した方の受験申し込み区分です。

証明書作成時の注意事項

- ① 証明権限を有する学校長等が作成・証明してください。
- ② 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する学校長等の職印で訂正してください。
- ③ 証明書は、小封筒に厳封しないでください。
- ④ 下記様式と同様の内容であれば、学校で作成した様式を使用して証明しても差し支えありません。

卒業証明書の氏名と受験申込書の氏名の記載が異なる場合について

戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を同封してください。

【記載例】

区分 4
福祉系高等学校 (平成21年度以降入学者)
介護福祉士国家試験
卒業証明書 (兼 卒業見込証明書)
科・コース：福祉科
フリガナ：フク シ ユウ
氏 名：福 士 優
生年月日：平成 20 年 3 月 3 日生
入学年月日：平成 5 年 4 月 1 日
卒業(見込)年月日：平成 8 年 3 月 26 日
上記の者は、本校にて介護福祉士として必要な知識及び技能を
☐ 修得して卒業した
☒ 修得して卒業する見込みである
(いずれか該当する方の□を塗りつぶしてください)
令和 7 年 8 月 25 日
所在地 東京都渋谷区渋谷1-5-6
高等学校名 ○○福祉高等学校
高等学校代表者氏名 校長 厚生次郎
学校コード K ○ ○ ○ ○ ○
(注意) 1 卒業見込みで受験した場合は、卒業後速やかに介護福祉士国家試験用卒業証明書を必ず提出してください。 2 証明内容を訂正した場合は、学校長の職印を押印してください。 3 退学者の場合は、「在籍期間証明書」として取扱うこととし、「卒業(見込)年月日」には退学日を記載してください。

この記載例は **区分4** の様式です。 **区分5** の場合も同様に作成してください。

区分6 卒業証明書・教科目(科目)及び単位履修証明書

福祉系高校が作成する書類

様式は試験センターホームページに掲載されています。
(URL) https://www.sssc.or.jp/kaigo/youshiki_sotsu.html

区分6 は、平成20年度以前に、学校教育法による高校（福祉系高校。専攻科を含む）に入学し、改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に定める科目・単位数を修めて卒業した方の受験申し込み区分です。

証明書作成時の注意事項

- ① 証明権限を有する学校長等が作成・証明してください。
- ② 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する学校長等の職印で訂正してください。
- ③ 証明書は、小封筒に厳封しないでください。
- ④ 下記様式と同様の内容であれば、学校で作成した様式を使用して証明しても差し支えありません。

卒業証明書の氏名と受験申込書の氏名の記載が異なる場合について

戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を同封してください。

【記載例】

介護福祉士国家試験 卒業証明書・ 教科目及び単位履修証明書				区分 6 福祉系高等学校 (平成20年度以前入学者)	
(旧)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第21条第1号別表第1に定める教科目及び単位履修証明書					
フリガナ	フ	ク	シ	リョウ	生 年 月 日
氏 名	福 士 良			昭和 5 年 2 月 2 日 生 平成	
科・コース	福祉科			入 学 年 月	平成 20 年 4 月
				卒 業 年 月	平成 23 年 3 月
教科	科 目			単位数	備 考
福祉	1	社 会 福 祉 基 礎		4	平成14年度以降に入学した者
				2	平成13年度以前に入学した者
	2	社 会 福 祉 制 度		2	
				2	
	3	基 礎 介 護		6	平成14年度以降に入学した者
		老 人 介 護		4	平成13年度以前に入学した者
4	社 会 福 祉 援 助 技 術		4		
			4		
5	社 会 福 祉 実 習		6		
			4	平成14年度以降に入学した者	
6	社 会 福 祉 演 習		2	平成13年度以前に入学した者	
			2		
家庭	7	家 庭 総 合		4	平成15年度以降に入学した者
		家 庭 一 般		4	平成14年度に入学した者
	8	被 服		2	平成14年度以降に入学した者はこれを要しない。 ただし、平成13年度以前に入学した者は「家庭一般」「被服」「食物」の履修を要す。
		食 物		2	
看護	8	看 護 基 礎 医 学		4	平成14年度以降に入学した者は「基礎看護」の履修を要しない。 ただし、平成13年度以前に入学した者は2科目の履修を要す。
		基 礎 看 護		4	
(選択)	9	(1) 社 会 福 祉 演 習		2	平成13年度以降に入学した者はこれを要しない。 ただし、平成12年度以前に入学した者は選択科目(1)(2)(3)のいずれか1科目の履修を要す。
		(2) 家 庭 経 営 ・ 住 居			
		(3) 成 人 看 護			
合 計				34	平成14年度以降に入学した者
				36	平成13年度に入学した者
				38	平成12年度以前に入学した者

上記の者は、当高等学校において上記科目を修めて卒業したことを証明します。

令和 7 年 8 月 25 日

所 在 地 東京都渋谷区渋谷1-5-6

高等学校名 ○○福祉高等学校

高等学校代表者氏名 校長 厚生次郎

学校コード K ○ ○ ○ ○ ○



(注意) 1 証明内容を訂正した場合は、学校長の職印を押印してください。
2 上記の「単位数」は、介護福祉士国家試験の受験資格を得るために最低限必要となる「単位数」です。

この記載例は高等学校用の様式です。高等学校専攻科用の場合も同様に作成してください。

試験の概要

試験日時と試験科目

試 験 日		令和8年1月25日（日）		
	試 験 時 間	パート	試 験 科 目	領 域
午前 の 試 験	10時00分～11時45分	A	人間の尊厳と自立	人間と社会
	○弱視等受験者（1.3倍） 10時00分～12時20分		介護の基本	介護
	○点字等受験者（1.5倍） 10時00分～12時40分		社会の理解	人間と社会
	○EPA候補者（1.5倍） 10時00分～12時40分		人間関係とコミュニケーション	人間と社会
	○EPA候補者以外の外国人の方 等で希望した受験者（1.5倍） 10時00分～12時40分		コミュニケーション技術	介護
			生活支援技術	介護
午後 の 試 験	13時40分～15時35分	B	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ
	○弱視等受験者（1.3倍） 13時40分～16時15分		発達と老化の理解	こころとからだのしくみ
	○点字等受験者（1.5倍） 13時40分～16時35分		認知症の理解	こころとからだのしくみ
	○EPA候補者（1.5倍） 13時40分～16時35分		障害の理解	こころとからだのしくみ
	○EPA候補者以外の外国人の方 等で希望した受験者（1.5倍） 13時40分～16時35分		医療的ケア	医療的ケア
	C	介護過程	介護	
		総合問題 ※	全領域	
・ 3パート4領域12科目及び総合問題1科目の計13科目とする。 ・ 出題数は、125問です。 ・ 出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式です。 ・ 問題には図・表・イラスト・グラフ・写真を用いることがあります。 ・ 問題用紙は、A4判です。 ・ 「出題基準」は、46ページを参照してください。 ※「総合問題」は、全領域の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題します。				
弱視等受験者（1.3倍）、点字等受験者（1.5倍）の試験時間は、「障害等のある方の受験上の配慮」が認められた場合の時間です（別途、申請が必要です。48・49ページ参照）。				
EPA候補者については、全ての漢字にふりがなを付記した問題用紙が配付され、試験時間が通常の1.5倍となります（申請不要）。				
EPA候補者以外の外国人の方等（外国の国籍を有する方または日本に帰化された方）で時間延長等を希望した受験者については、全ての漢字にふりがなを付記した問題用紙が配付され、試験時間が通常の1.5倍となります（別途、申請が必要です。23ページ参照）。				

試験地と試験会場

試験地 (35試験地)	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
① 希望する試験地 1 か所を選択してください（試験会場は指定できません）。 ※ <u>塗り間違えが多いので注意してください。</u> 間違いやすい試験地の例：東京都↔京都府、愛知県↔愛媛県、島根県↔鳥取県、神奈川県↔新潟県 ② 申込時に希望した「試験地」の変更はできません。 ③ <u>試験地は、事情により近隣の試験地に変更する場合があります。その場合は、試験センターで受験者の住所地を勘案し、希望された試験地の近隣の試験地へ振り替えを行います。</u> ④ 受験票で指定した試験会場以外では、受験できません。 ⑤ 受験票で試験会場名、会場最寄り駅をご案内しますので、必ず確認してください。	

受験票の発送

令和7年12月12日（金）投函（郵送）

- ① 受験票及び結果通知等は、すべて受験申込書に記載された現住所に郵送します。
 - ② 氏名のフリガナ（カタカナ）は、すべて大文字で印字されます。
（例：「福士 良」さんの場合、「フクシ リョウ」と印字）
 - ③ 受験資格見込みの方は、受験票の受験資格欄に「見込」と印字されます。
 - ④ 「見込」の受験票を交付された方は、その後、確定した証明書を提出しても、新たに「確定」の受験票の再交付はしません。交付した「見込」の受験票で受験してください。
 - ⑤ 確定した証明書・受験申込書記載事項変更届を提出していても、受験票に「見込」または変更前の住所、氏名等が印字されている場合がありますが、試験センターで変更の処理をしています。この場合、**受験票の氏名が変更前のものでも、試験当日は既に交付された受験票で受験してください。**
- ※ 12月22日（月）になっても届かない場合は、試験センターに電話で問い合わせてください。
- ※ 試験終了後も、受験票は大切に保管してください。

氏名・現住所の変更

受験申し込み後に、「氏名」「現住所」を変更した場合（誤記入を含む）は、直ちに「受験申込書記載事項変更届」（83 ページ）を提出してください。

※ あて先・提出方法は、85・87 ページ参照。

試験当日の注意事項

(1) 注意事項	
持参物品	下記以外のものは机上に置けません。 試験監督員の指示に従い、かばんの中にしまい、足元に置いてください。 ① 受験票 ② HBの鉛筆またはシャープペンシル（ボールペンは不可）、プラスチック消しゴム、鉛筆削り（カッター等の刃物は不可） ③ 腕時計（置時計は不可。スマートウォッチなど、時計機能以外の機能（端末機能、通信機能、辞書機能）があるものは不可） ※ <u>上履き（スリッパ含む）を必要とする会場は、受験票に記載しています。必ず上履き（スリッパ含む）と靴袋を持参してください。</u> ※ ボールペンは、マークシートの読み取りができない場合があるため、使用できません。 ※ 耳栓は、試験監督員等の指示が聞こえない場合があるため、使用できません。 ※ 天候、試験室により寒い場合がありますので、防寒対策（ひざ掛け等の用意）をしてください。 ※ 時計のアラーム機能は必ず止めておいてください。
試験会場 開 場・ 入室時間	午前9時25分から注意事項等の説明が始まります。 午前8時30分から9時20分までの間に必ず入室してください。
試験室へ の 入 室	① 試験会場入口付近に試験室案内を、試験室入口に受験者座席表を、受験番号で掲示します。 ② 同一試験会場で他の試験が行われる場合があります。介護福祉士国家試験の試験室であることを必ず確認してください。 ③ 試験室及びトイレ以外の場所には、立ち入らないでください。 ④ 試験会場は、入室時間にならないと立ち入りできません。待機場所也没有ありません。
座 席	① 座席は、机上に貼り付けられた受験番号を受験票で確認してください。 ② 受験票は、試験監督員から受験番号が見えるよう机上通路側に置いてください。
昼 食	① 昼食・飲物は、各自用意してください。 ② ごみは、各自必ず自宅まで持ち帰ってください。試験会場に設置されているごみ箱は使用禁止です。駅や近隣商店のごみ箱にも捨てないでください。
(2) 携帯電話等の通信機器の取り扱いについて	
① 不正行為防止等の観点から、試験会場では携帯電話等の通信機器の使用を禁止します。 携帯電話等の通信機器は、電源を切ってかばんの中にしまってください。 ② 試験開始前に、試験監督員の指示により一斉に机の上に出していただき、電源が切られているか確認し、かばんの中にしまってください。この指示後に携帯電話等を使用した場合、身につけている場合は不正行為となり、試験を無効とする場合があります。 ※ <u>試験当日までに必ず自身で電源の入り切りができるよう、操作方法の確認をお願いします。</u> ③ 試験時間中に鳴らないよう、アラーム等の設定も、必ず解除しておいてください。	

(3) 不正を行った場合について

受験申し込みにあたって虚偽または不正の事実が認められた場合や、試験当日に不正行為が判明した場合（下記参照）、その受験を停止または試験を無効とすることがあります（61ページ参照）。

なお、悪質な不正行為が確認された場合は、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

不正行為の例

- ① 試験時間中、携帯電話等を身につけている、または使用が確認された場合
- ② カンニングが確認された場合
- ③ 試験終了時、筆記具、消しゴムを机に置かず持っている場合
- ④ 退室可能時刻前に退室した場合
- ⑤ 解答用紙を提出せず試験室から持ち出した場合

※ その他、試験監督員等の指示に従わない場合は、試験を無効とする場合があります。

(4) 試験会場に関する禁止事項等

- ① 受験票で指定された試験会場以外での受験はできません。試験会場は受験票の試験会場案内図で必ず確認してください。
- ② 試験会場となる学校や展示ホール等では、試験業務は行っておりませんので、電話による道順の照会等は絶対にしないでください。
- ③ 試験会場の下見はできません。
- ④ 試験会場では、指定された喫煙場所以外での喫煙を禁止します。
全面禁煙の会場では、喫煙は一切できません。会場付近での路上喫煙も禁止します。
- ⑤ 試験会場へは、公共交通機関を利用してご来場ください。
自家用車での送迎は、混雑、渋滞等の原因となりますので、ご遠慮ください。近隣店舗や近隣施設駐車場への駐車は、営業妨害となりますので、絶対にしないでください。近隣から苦情があった場合、直ちに警察へ通報します。
試験会場へのアクセス方法は、受験票でご案内しますので、必ずご確認ください。
- ⑥ 試験会場での盗難・忘れ物は、試験センターでは責任を負えませんので、ご注意ください。
- ⑦ 試験当日、試験会場付近で、業者が合否連絡等の勧誘を行っている場合がありますが、試験センターとは一切関係ありません。

(5) 欠席について

- ① 試験当日に欠席する場合、試験センターに連絡する必要はありません。
- ② 欠席した場合、受験手数料は返還できません（61ページ参照）。
- ③ 原則、全パートを受験することとなりますが、やむを得ない理由で欠席したパートがある場合、欠席したパートは採点されません。
- ④ 欠席した場合、次回受験する際には、新たに申込手続きが必要です。

出題基準

試験センターホームページに「介護福祉士国家試験出題基準・合格基準」を掲載しています。
(URL) <https://www.sssc.or.jp/kaigo/kijun/index.html>

合格基準

(1) 全パート受験した者

- ① 次のア、イの条件を満たした者を合格者とする。
- ② ア、イの条件を満たさない者でも、次のウの条件によりパートごとの判定を行い、すべてのパートごとの合格基準を満たした者（パート合格の有効期限内の者に限る。）を合格者とする。

ア 問題の総得点の 60% 程度を基準として、問題の難易度で補正した点数（以下、合格基準点という。）以上の得点の者。

イ アを満たした者のうち、以下の 11 試験科目群すべてにおいて得点があった者。

- ①人間の尊厳と自立、介護の基本 ②社会の理解 ③人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術 ④生活支援技術 ⑤こころとからだのしくみ ⑥発達と老化の理解 ⑦認知症の理解 ⑧障害の理解 ⑨医療的ケア ⑩介護過程 ⑪総合問題

なお、配点は、1 問 1 点の 125 点満点である。

ウ 次のパート別内訳表のすべてのパートを受験した全受験者の、各パートの平均得点の比率を用いて、全体の合格基準点を按分して得られる各パートの点数以上を得点し、かつ、当該パートを構成する試験科目群すべてにおいて得点があった者。

(パート別内訳表)

パート	試験科目群
A	①人間の尊厳と自立、介護の基本
	②社会の理解
	③人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術
	④生活支援技術
B	⑤こころとからだのしくみ
	⑥発達と老化の理解
	⑦認知症の理解
	⑧障害の理解
	⑨医療的ケア
C	⑩介護過程
	⑪総合問題

(2) 一部のパートのみ受験した者

次により、パート別内訳表のうち、受験したパートごとの判定を行い、すべてのパートごとの合格基準を満たした者（パート合格の有効期限内の者に限る。）を合格者とする。

- ・すべてのパートを受験した全受験者の、各パートの平均得点の比率を用いて、全体の合格基準点を按分して得られる各パートの点数以上を得点し、かつ、当該パートごとを構成する試験科目群すべてにおいて得点があった者。

(注1) 配点は、1問1点でAパートは60点、Bパートは45点、Cパートは20点の125点満点である。

(注2) パート合格は、パート合格した試験の翌々年まで有効である。

(注3) 不合格となった者についても、(1)②ウによりパートごとの判定を行う。

(注4) (1)②及び(2)については、第39回介護福祉士国家試験から適用する。

合格基準点及び正答

令和8年3月16日（月）14時 合格基準点及び正答は、試験センターホームページに掲載します。

※ 結果通知の発送日等については、裏表紙をご確認ください。

障害等のある方の受験上の配慮申請

下記の申請手続きにより、障害等の種類及び程度に応じて、受験上の配慮を申請することができます。

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、精神障害、発達障害、高次脳機能障害のある方、てんかん、パニック症状のある方、妊娠中の方等、試験会場や試験室において受験上の配慮を希望する方は、受験上の配慮申請をしてください。

受験上の配慮申請手続き

1 「障害等のある方の受験上の配慮案内書（以下、「配慮案内書」）」の取り寄せ方法

受験申し込みの前に、試験センターにFAX（03-3486-7527）または電話（03-3486-7521）により、下記①～⑨をご連絡ください。FAXの場合は、次の内容を記して送信してください。

①『配慮受験を希望』と記入 ②郵便番号 ③住所 ④氏名（フリガナ）⑤携帯電話番号 ⑥自宅または勤務先の電話番号 ⑦メールアドレス ⑧FAX番号 ⑨受験する試験の種類（介護福祉士）
（試験センターホームページで「受験の手引」と併せて「配慮案内書」を請求した方は、改めてFAXまたは電話での請求は不要です）

2 配慮申請方法

配慮申請には、下記①～③のすべてが必要となります。

- ① 受験申込書の「障害等のある方の受験上の配慮の希望」欄□の塗りつぶし（15 ページ⑧参照）
- ② 「障害等のある方の受験上の配慮申請書（以下、「配慮申請書」）」の提出
- ③ 医師の「診断・意見書（指定様式）」・「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、母子健康手帳等の写し」の提出（②と併せて提出）

※ 「配慮申請書」及び医師の「診断・意見書（指定様式）」は、「配慮案内書」に同封してお送りします。

※ 過去に受験上の配慮を受けて受験した方も、「配慮申請書」の提出が必要です。

3 注意事項

- 「配慮申請書」は、受験申込受付期間内に、受験申込書等とは別に提出してください。原則、期間外の配慮申請はできません。
- 決定された「受験上の配慮事項」は、受験票と併せて郵送します。
- 「配慮申請書」を介護福祉士国家試験の受験申し込みの際に提出していれば、社会福祉士国家試験・精神保健福祉士国家試験を併せて受験する場合に、再度の提出は不要です。

受験上の配慮申請の流れ



● 受験上の配慮の例

下表の内容に該当し、受験上の配慮を希望する方は、受験申込受付期間内に配慮申請書類を提出してください。

障害別	受験上の配慮の対象となる方	受験上の配慮の例
視覚障害	・全盲の方 ・点字による解答を希望する方 ・拡大鏡等を使用しても文字等の認識が困難な方 ・上記以外の視覚障害がある方	点字問題、点字解答、音声問題、代筆解答、拡大文字問題、文字解答、試験時間の延長、拡大鏡の持参使用 等
聴覚障害	・試験監督員の発言の聞き取りに不安がある方	手話通訳者の配置、発言事項等の文書による伝達 等
肢体不自由	・体幹の機能障害により座位を保つことが困難な方 ・体幹または両上肢の機能障害により筆記が困難な方 ・下肢の機能障害により歩行が困難な方 ・上記以外の肢体不自由がある方	チェック式解答、代筆解答、試験時間の延長、車いす、杖の持参使用 等
精神障害、精神疾患等	・発達障害*、高次脳機能障害、てんかん、パニック症状等があり、少人数の試験室での受験等の配慮が必要な方	別室（少人数）の設定 等
	（上記*について） ・発達障害のうち、限局性学習症等により、特異的に「読み」、「書き」に障害がある等、試験問題を読むこと、解答用紙に書くことに時間がかかる方	別室（少人数）の設定、試験時間の延長※ 等 ※希望どおりとならない場合があります。
その他 病弱、妊娠	・妊娠中で別室（少人数）を希望する方 ・その他心身上の事情がある方	別室（少人数）の設定 等

※ 配慮申請には受験上の配慮事項が必要な理由が明記された医師の「診断・意見書（指定様式）」、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、母子健康手帳等の写し」の提出が必要となります。

※ 受験上の配慮事項は、すべての受験者の公平性の観点から障害者福祉に関係のある医師等により構成される委員会の審査を経て決定しますので、希望どおりとならない場合があります。

● 受験上の配慮申請が不要な例

- ・疾病等のため、「試験中の服薬、飲水」をしたい方
 - ・疾病等のため、「試験中に目薬」をさしたい方
- ➡上記2項目は、その都度試験監督員にお申し出いただければ可能です。

受験申込受付期間内（令和7年9月5日（金）まで）に「障害等のある方の受験上の配慮申請」をしてください。原則、期間外の申請はできません。

● 受験申込受付期間終了後に発症した病気、不慮の事故、妊娠等の対応について

受験申込受付期間終了後に発症した病気、不慮の事故、妊娠等の対応については、原則、軽微なものに限り対応できる場合があります（試験日10日前まで）。下記お問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先 配慮係
☎ 03-3486-7521（平日9：30～17：00） FAX 03-3486-7527

介護福祉士養成施設の範囲について

(注)現在受験資格を得られない養成施設も含まれています。

都道府県	学 校 名	区分1 養成施設 コード
北 海 道	せいとく介護こども福祉専門学校	A0101
	北海道介護福祉学校	A0104
	帯広大谷短期大学	A0105
	専門学校釧路ケアカレッジ	A0106
	函館大谷短期大学	C0301
	くしろせんもん学校 介護専攻科	C0337
	くしろせんもん学校 介護環境科	A1376
	國學院大学北海道短期大学部	C0347
	専門学校北海道福祉・保育大学校 介護福祉学科 (専門学校北海道福祉大学校 介護福祉学科)	C0353
	専門学校北海道福祉・保育大学校 介護福祉学科 (専門学校北海道福祉大学校 介護福祉学科)	A1142
	専門学校北海道福祉・保育大学校 社会福祉学科 (専門学校北海道福祉大学校 社会福祉学科)	A1200
	札幌医学技術福祉歯科専門学校	A1100
	北海道福祉教育専門学校	A1101
	旭川福祉専門学校	A1102
	札幌医療秘書福祉専門学校	A1163
	函館臨床福祉専門学校 介護福祉士科	A1201
	函館臨床福祉専門学校 社会福祉科	A1246
	オホーツク社会福祉専門学校	A1245
	北翔大学	A1284
	大原医療福祉専門学校	A1285
	帯広コア専門学校	A1287
	旭川市立大学短期大学部 (旭川大学短期大学部)	A1352
	札幌福祉医薬専門学校	A1353
	北海道医療大学	A1396
	日本医療大学	A1585
	旭川市立大学	A1591
青 森 県	東奥保育・福祉専門学院	A0107
	八戸社会福祉専門学校	A0109
	青森中央短期大学	C0302
	弘前厚生学院	C0303
	八戸学院光星高等学校専攻科	A1103
	弘前医療福祉大学短期大学部 介護福祉学科	A1354
	弘前医療福祉大学短期大学部 別科介護福祉科	A1586
	青森明の星短期大学	A1450
岩 手 県	八戸学院大学短期大学部	A1565
	盛岡社会福祉専門学校	A0182
	専修大学北上福祉教育専門学校	A0183
	MCL盛岡医療福祉スポーツ専門学校 (盛岡医療福祉スポーツ専門学校) (盛岡医療福祉専門学校)	A1203
	北日本医療福祉専門学校	A1417
宮 城 県	大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校	A1533
	仙台医療福祉専門学校 介護福祉学科	A0110
宮 城 県	仙台医療福祉専門学校 保育介護福祉学科	A1288
宮 城 県	東北文化学園専門学校	A0111
	仙台保健福祉専門学校	A1143
	仙台医療秘書福祉&IT専門学校 (仙台医療秘書福祉専門学校)	A1204
	仙台大学	A1205
	仙台白百合女子大学	A1247
	東北文化学園大学	A1331
	東北福祉大学	A1411
	聖和学園短期大学	A1451
	東北保健医療専門学校	A1518
秋 田 県	日本赤十字東北看護大学 (日本赤十字秋田短期大学)	A1165
	秋田看護福祉大学	A1419
山 形 県	羽陽学園短期大学	C0304
	東北文教大学短期大学部	A1332
	明德福祉専門学校	A1511
	新庄コアカレッジ	A1522
	山形スポーツ医療福祉専門学校 (大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校山形校)	A1540
福 島 県	東北文教大学	A1602
	いわき短期大学	C0305
	福島介護福祉専門学校	A1166
	iキャリア医療福祉専門学校	A1167
	郡山健康科学専門学校	A1249
	郡山女子大学	A1452
	仁愛看護福祉専門学校	A1494
	国際医療看護福祉大学校	A1519
	しらかわ介護福祉専門学校	A1541
	東日本国際大学	A1553
茨 城 県	リリーこども&スポーツ専門学校	A0113
	いばらき中央福祉専門学校	A1207
	アール医療福祉専門学校	A1250
	筑波医療福祉専門学校 (筑波総合福祉専門学校)	A1397
	水戸看護福祉専門学校	A1472
	大原医療福祉専門学校水戸校	A1517
	A O I 国際福祉専門学校 (朝日国際医療福祉専門学校)	A1542
	つくばアジア福祉専門学校	A1566
	茨城北西看護専門学校	A1567
	駿優国際医療ビジネス専門学校	A1576
栃 木 県	栃木介護福祉士専門学校	A0184
	中央福祉医療専門学校	A0185
	マロニエ医療福祉専門学校	A1145
	佐野日本大学短期大学	A1251
	国際看護介護保育専門学校 (国際介護福祉専門学校)	A1289
宇 都 宮 県	宇都宮短期大学	A1333

都道府県	学 校 名	区分1 養成施設 コード
栃 木 県	国際医療福祉大学医療福祉学部医療福祉・ マネジメント学科医療福祉コース (国際医療福祉大学医療福祉学部医療福祉・ マネジメント学科介護福祉コース)	A1398
	大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校宇都宮校	A1512
	さくら医療福祉専門学校 (さくら総合専門学校)	A1555
群 馬 県	前橋医療福祉専門学校	A0116
	大泉保育福祉専門学校	A0117
	群馬社会福祉専門学校	C0338
	群馬パース大学福祉専門学校 介護福祉学科	A1105
	群馬パース大学福祉専門学校 介護福祉専攻科	C0372
	群馬医療福祉大学短期大学部	A1168
	東京福祉大学	A1420
	高崎健康福祉大学	A1453
	専門学校高崎福祉医療カレッジ	A1473
	大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校	A1507
	太田医療技術専門学校	A1543
埼 玉 県	秋草学園福祉教育専門学校	A1146
	大川学園医療福祉専門学校	A1169
	埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校介護福祉士科 (埼玉福祉保育医療専門学校 介護福祉士科) (埼玉福祉・保育専門学校 介護福祉士科)	A1170
	埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校介護福祉士科Ⅱ部 (埼玉福祉保育医療専門学校 介護福祉士科Ⅱ部) (埼玉福祉・保育専門学校 介護福祉士科Ⅱ部)	A1400
	浦和大学短期大学部	A1209
	関東福祉専門学校	A1210
	十文字学園女子大学	A1422
	文京学院大学	A1423
	大原医療秘書福祉専門学校大宮校	A1437
	かなん福祉専門学校	A1454
	吉川福祉専門学校	A1495
千 葉 県	松山学園松山福祉専門学校	A0121
	江戸川学園おおたかの森専門学校	A0186
	植草学園短期大学 専攻科介護福祉専攻	C0367
	植草学園短期大学 福祉学科地域介護福祉専攻	A1291
	専門学校新国際福祉カレッジ	A1253
	成田国際福祉専門学校	A1254
	中央介護福祉専門学校	A1292
	京葉介護福祉専門学校	A1334
	聖徳大学	A1455
	東京基督教大学	A1474
	城西国際大学	A1475
	大原医療保育福祉専門学校千葉校 (大原医療秘書福祉専門学校千葉校)	A1496
	我孫子国際介護福祉学院	A1557
	亀田医療技術専門学校	A1568
	国際医療福祉大学介護福祉特別専攻科	A1592

都道府県	学 校 名	区分1 養成施設 コード
千 葉 県	船橋国際福祉専門学校	A1593
	安房医療福祉専門学校南房総校	A1597
	ユーカリが丘国際福祉専門学校	A1603
東 京 都	東京福祉保育専門学校	A0124
	日本福祉教育専門学校 介護福祉学科	A0125
	日本福祉教育専門学校 ソーシャル・ケア学科	A1476
	東京福祉専門学校 介護福祉士科 (3年制)	A0128
	東京福祉専門学校 介護福祉士科 (夜間課程)	A1293
	東京福祉専門学校 介護福祉士科 (2年制)	A1505
	町田福祉保育専門学校 介護福祉学科	A0130
	町田福祉保育専門学校 総合福祉学科	A1295
	彰栄保育福祉専門学校 介護福祉科	A0187
	彰栄保育福祉専門学校 介護福祉専攻科	C0308
	東京心理音楽療法福祉専門学校	A0188
	淑徳大学短期大学部	A0189
	道灌山学園保育福祉専門学校	C0343
	貞静学園短期大学	C0369
	日本社会事業大学	A1114
	上智社会福祉専門学校	A1127
	東京医療秘書福祉&IT専門学校 (東京医療秘書福祉専門学校)	A1147
	品川介護福祉専門学校	A1148
	世田谷福祉専門学校	A1174
	東京国際福祉専門学校	A1175
	東京YMCA医療福祉専門学校	A1176
	東京豊島 I T 医療福祉専門学校	A1177
	早稲田速記医療福祉専門学校	A1212
	日商簿記三鷹福祉専門学校	A1258
	アルファ医療福祉専門学校	A1296
	大妻女子大学	A1336
	東洋大学	A1424
	読売理工医療福祉専門学校	A1438
	目白大学	A1477
	千住介護福祉専門学校	A1478
	首都医校	A1497
	白梅学園大学	A1506
	大原医療秘書福祉保育専門学校	A1513
	東京未来大学福祉保育専門学校	A1528
	帝京科学大学	A1534
	大原簿記公務員医療福祉保育専門学校立川校	A1544
	武蔵野大学	A1577
	多摩リハビリテーション学院専門学校	A1587
	光が丘福祉専門学校	A1604
神 奈 川 県	横浜国際福祉専門学校	A0131
	湘南医療福祉専門学校	A0132
	Y M C A 健康福祉専門学校	A0135
	聖ヶ丘教育福祉専門学校	C0321
	鶴見大学短期大学部	C0360
	和泉短期大学	C0368

都道府県	学 校 名	区分1 養成施設 コード
神奈川県	神奈川社会福祉専門学校	A1108
	東海大学	A1261
	YMCA福祉専門学校	A1262
	田園調布学園大学	A1402
	神奈川県立保健福祉大学	A1412
	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校	A1458
	医療ビジネス観光福祉専門学校	A1558
新潟県	北陸福祉保育専門学院	A0136
	長岡崇徳福祉専門学校 (長岡看護福祉専門学校)	A1109
	国際こども・福祉カレッジ 介護福祉学科	A1129
	国際こども・福祉カレッジ 介護福祉こども学科	A1508
	上越保健医療福祉専門学校	A1213
	新潟青陵大学	A1425
	新潟青陵大学短期大学部	A1426
	新潟医療福祉大学	A1439
	新潟医療福祉カレッジ 介護福祉科	A1459
	新潟医療福祉カレッジ国際介護科 (新潟医療福祉カレッジ介護福祉士基礎学科)	A1559
	長岡こども福祉カレッジ	A1460
	伝統文化と環境福祉の専門学校	A1479
	長岡介護福祉専門学校あゆみ	A1499
	長岡こども・医療・介護専門学校	A1520
	日本こども福祉専門学校	A1297
富山県	富山短期大学	A1178
	富山医療福祉専門学校	A1214
	北陸ビジネス福祉専門学校	A1215
	富山福祉短期大学	A1357
	富山リハビリテーション医療福祉大学校	A1598
石川県	金沢福祉専門学校	A0137
	金城大学	A1358
	専門学校アリス学園	A1440
	国際医療福祉専門学校七尾校	A1514
	大原医療福祉・製菓&スポーツ専門学校	A1523
福井県	大原スポーツ医療保育福祉専門学校	A1216
	福井県医療福祉専門学校	A1299
	若狭医療福祉専門学校	A1338
山梨県	帝京福祉専門学校	A0138
	山梨県立大学	A1427
	身延山大学	A1428
	優和福祉専門学校	A1461
	大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校甲府校	A1535
長野県	松本短期大学 専攻科福祉専攻	C0323
	松本短期大学 介護福祉学科	A1125
	長野県福祉大学校	C0324
	長野社会ふくし専門学校 (長野社会福祉専門学校)	A1111
	松本医療福祉専門学校	A1263

都道府県	学 校 名	区分1 養成施設 コード
長野県	飯田短期大学 (飯田女子短期大学)	A1319
	長野女子短期大学	A1383
	佐久大学信州短期大学部	A1441
	上田福祉敬愛学院	A1442
	信州スポーツ医療福祉専門学校 (信州医療福祉専門学校)	A1462
	信州介護福祉専門学校	A1482
	大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校松本校	A1529
岐阜県	中部学院大学短期大学部 専攻科福祉専攻	C0311
	中部学院大学短期大学部 社会福祉学科	A1130
	サンビレッジ国際医療福祉専門学校	A1179
	あじさい看護福祉専門学校	A1359
	中部学院大学	A1384
	東海学院大学	A1484
静岡県	静岡こども福祉専門学校	A1151
	静岡県立大学短期大学部	A1217
	静岡福祉医療専門学校 介護福祉学科	A1264
	静岡福祉医療専門学校 総合福祉学科	A1385
	聖隷クリストファー大学	A1403
	浜松医療福祉専門学校	A1429
	静岡福祉大学	A1500
	大原医療福祉専門学校沼津校 (大原介護福祉専門学校沼津校)	A1524
	聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校	A1536
	浜松未来総合専門学校	A1588
愛知県	日本福祉大学中央福祉専門学校	A0140
	名古屋柳城短期大学	C0340
	豊橋創造大学短期大学部	C0356
	慈恵福祉保育専門学校	A1132
	名古屋福祉専門学校	A1152
	田原福祉グローバル専門学校 (田原市立田原福祉専門学校)	A1182
	中部福祉保育日本語専門学校 (中部福祉保育医療専門学校)	A1218
	保育・介護・ビジネス名古屋専門学校	A1219
	ナゴノ福祉歯科医療専門学校	A1301
	名古屋医療秘書福祉&IT専門学校 (名古屋医療秘書福祉専門学校)	A1302
	あいち福祉医療専門学校	A1361
	名古屋医専	A1485
	名古屋経営短期大学	A1487
	日本福祉大学	A1488
	同朋大学	A1501
	昌明福祉専門学校	A1599
三重県	四日市福祉専門学校	A0143
	鈴鹿オフィスワーク医療福祉専門学校	A1183
	三重介護福祉専門学校	A1220

都道府県	学 校 名	区分1 養成施設 コード
三 重 県	専門学校ユマニテク医療福祉大学校	A1221
	高田短期大学	A1443
滋 賀 県	びわこ学院大学短期大学部	A1134
	華頂社会福祉専門学校	A1135
京 都 府	京都保育福祉専門学院	A0146
	京都福祉専門学校	A1184
	京都医療福祉専門学校	A1185
	京都Y M C A国際福祉専門学校	A1224
	花園大学	A1364
	京都女子大学	A1414
	華頂短期大学	C0371
	舞鶴YMCA国際福祉専門学校	A1530
大 阪 府	大阪コミュニティワーカー専門学校 コミュニティケア科第Ⅰ部	A0148
	大阪コミュニティワーカー専門学校 コミュニティケア科第Ⅱ部（夜間3年）	A1267
	大阪医療秘書福祉&IT専門学校 （大阪医療秘書福祉専門学校）	A0149
	関西社会福祉専門学校	A0150
	箕面学園福祉保育専門学校	A0152
	南海福祉看護専門学校 福祉専門課程総合福祉科	A0153
	南海福祉看護専門学校 介護社会福祉科	A1489
	大阪城南女子短期大学 専攻科介護福祉専攻	C0313
	大阪城南女子短期大学 人間福祉学科	A1320
	大阪教育福祉専門学校	C0344
	近畿社会福祉専門学校	A1136
	大阪社会福祉専門学校	A1153
	大阪総合福祉専門学校 総合福祉学科	A1225
	大阪総合福祉専門学校 介護福祉保育学科	A1551
	大阪総合福祉専門学校 介護福祉学科	A1569
	大阪保健福祉専門学校 介護福祉科Ⅰ部	A1227
	大阪保健福祉専門学校 介護福祉科Ⅱ部	A1268
	北大阪福祉専門学校	A1228
	鴻池生活科学専門学校	A1229
	大阪医専	A1341
	四天王寺大学短期大学部	A1342
	大阪健康福祉短期大学 介護福祉学科	A1365
	大阪国際福祉専門学校	A1389
	大原医療福祉製菓専門学校梅田校	A1404
	大阪千代田短期大学	A1405
	羽衣国際大学	A1432
	大阪人間科学大学	A1433
	四條畷学園短期大学	A1465
	桃山学院大学	A1537
	関西福祉科学大学	A1545
	東大阪大学短期大学部	A1552
	宝塚医療大学	A1570
	ポプラ介護福祉学校	A1578
	森ノ宮医療学園ウェルランゲージスクール	A1579
	O S J とよなかケアスクール	A1580

都道府県	学 校 名	区分1 養成施設 コード
大 阪 府	大阪青山大学	A1594
	大阪キリスト教短期大学	A1600
兵 庫 県	神戸リハビリテーション福祉専門学校	A0157
	関西保育福祉専門学校	A0158
	姫路福祉保育専門学校	A0192
	神戸医療福祉専門学校中央校	A1137
	甲子園短期大学	A1304
	湊川短期大学 人間生活学科生活福祉専攻	A1325
	湊川短期大学 幼児教育保育学科専攻科生活福祉専攻	C0370
	神戸医療未来大学 （神戸医療福祉大学）	A1366
	神戸女子大学	A1445
	姫路ハーベスト医療福祉専門学校 （ハーベスト医療福祉専門学校）	A1490
	大原保育スポーツ医療専門学校姫路校 （大原医療福祉&スポーツ保育専門学校姫路校）	A1531
	篠山学園	A1546
奈 良 県	兵庫県立総合衛生学院 （兵庫県立総合衛生学院中山手分校）	A1561
	アジア貢献ホスピタリティ専門学校	A1595
	関西学研医療福祉学院	A1270
	奈良佐保短期大学	A1306
和歌山県	奈良介護福祉中央学院	A1572
	奈良ひびき福祉専門学院	A1583
和歌山県	和歌山Y M C A国際福祉専門学校	A1191
	和歌山社会福祉専門学校	A1230
鳥 取 県	鳥取短期大学	C0314
	Y M C A 米子医療福祉専門学校	A1138
鳥 取 県	鳥取社会福祉専門学校	A1139
	六日市医療技術専門学校	A1122
鳥 根 県	大阪健康福祉短期大学介護福祉士科 （鳥根総合福祉専門学校 介護福祉士科）	A1231
	大阪健康福祉短期大学介護福祉実践科 （鳥根総合福祉専門学校 介護福祉実践科）	A1547
	大阪健康福祉短期大学介護福祉学科安来キャンパスコース （大阪健康福祉短期大学 地域総合介護福祉学科）	A1584
	大阪健康福祉短期大学地域総合介護福祉学科	A1596
	トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校	A1273
	山陰中央専門大学校	A1532
	専門学校坪内総合ビジネスカレッジ	A1589
	旭川荘厚生専門学院吉井川キャンパス	A0160
	中国短期大学 専攻科介護福祉専攻	C0345
	中国短期大学 総合生活学科	A1582
岡 山 県	美作大学短期大学部	C0357
	岡山医療福祉専門学校	A1118
	新見公立短期大学	A1192
	玉野総合医療専門学校	A1275
	川崎医療短期大学	A1343

都道府県	学 校 名	区分1 養成施設 コード
岡 山 県	岡山県立大学 保健福祉学部保健福祉学科	A1467
	岡山県立大学 保健福祉学部現代福祉学科	A1581
	くらしき総合福祉専門学校	A1515
	順正高等看護福祉専門学校	A1516
	専門学校岡山ビジネスカレッジ	A1548
	美作市スポーツ医療看護専門学校	A1554
	新見公立大学	A1562
	日本ITビジネスカレッジ	A1590
広 島 県	広島福祉専門学校 介護福祉科	A0164
	広島福祉専門学校 介護保育科	A1155
	専門学校西広島福祉学院	A0193
	I G L 医療福祉専門学校	A1120
	福山福祉専門学校	A1121
	専門学校福祉リソースカレッジ広島	A1154
	ウェルテック専門学校広島校 (ヒューマンウェルフェア広島専門学校)	A1194
	尾道福祉専門学校	A1232
	トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校	A1233
	広島国際医療福祉専門学校 (I W A D 環境福祉専門学校)	A1446
	広島文教大学	A1468
	福山平成大学	A1491
	広島国際大学 医療福祉学部	A1503
	広島国際大学 健康科学部	A1573
	アジア介護福祉専門学校	A1601
山 口 県	下関福祉専門学校	A1235
	中村女子高等学校 高等福祉専攻科	A1236
	YIC看護福祉専門学校	A1237
	岩国Y M C A 保健看護専門学校 (岩国Y M C A 国際医療福祉専門学校)	A1277
	山口芸術短期大学	A1367
	宇部フロンティア大学	A1469
	周南公立大学 (徳山大学)	A1492
	東亜大学	A1574
徳 島 県	四国大学短期大学部	A0166
	専門学校健祥会学園	A1196
	専門学校徳島穴吹カレッジ	A1575
香 川 県	四国学院大学専門学校	A0196
	さぬき福祉専門学校	A1239
	四国医療福祉専門学校	A1309
	香川短期大学	A1345
	専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ	A1436
	守里会看護福祉専門学校	A1525
愛 媛 県	河原医療福祉専門学校	A1157
	今治明德短期大学	A1327
	聖カタリナ大学	A1368
高 知 県	高知福祉専門学校	A0167

都道府県	学 校 名	区分1 養成施設 コード
高 知 県	平成福祉専門学校	A1140
	高知県立大学	A1502
	専修学校香南学園	A1563
	四万十福祉専門学校	A1605
福 岡 県	福岡介護福祉専門学校	A0168
	北九州保育福祉専門学校	A0170
	平岡介護福祉専門学校	A0197
	九州大谷短期大学 専攻科福祉専攻	C0326
	九州大谷短期大学 福祉学科	A1310
	東筑紫短期大学	C0359
	精華女子短期大学	C0365
	麻生医療福祉&観光カレッジ	A1197
	麻生医療福祉&保育専門学校福岡校 介護福祉科 (麻生医療福祉専門学校福岡校 介護福祉科)	A1240
	麻生医療福祉&保育専門学校福岡校 ソーシャルワーカー科 (麻生医療福祉専門学校福岡校 ソーシャルワーカー科)	A1346
	福岡医療秘書福祉専門学校	A1279
	福岡医療短期大学	A1328
	西日本短期大学	A1392
	大原保育医療福祉専門学校福岡校	A1471
	大川看護福祉専門学校	A1526
	九州医療スポーツ専門学校	A1549
	専門学校共生館国際福祉医療カレッジ	A1564
佐 賀 県	西九州大学短期大学部	A0171
	佐賀女子短期大学	A0172
	西九州大学	A1407
長 崎 県	長崎福祉専門学校	A1244
	長崎純心大学	A1348
	長崎女子短期大学	A1349
	長崎国際大学	A1372
	長崎医療こども専門学校	A1373
	こころ医療福祉専門学校	A1449
	長崎短期大学	A1504
	こころ医療福祉専門学校壱岐校	A1550
熊 本 県	熊本Y M C A 学院	A0175
	熊本社会福祉専門学校	A0176
	熊本学園大学	A1198
	九州看護福祉大学	A1416
	中九州短期大学	A1493
	九州中央リハビリテーション学院	A1510
大 分 県	大原保育医療福祉専門学校熊本校	A1538
	智泉福祉製菓専門学校	A0177
	別府大学短期大学部	C0318
	大分介護福祉士専門学校	A1311
	別府溝部学園短期大学	A1393
宮 崎 県	大原医療介護福祉専門学校大分校	A1527
	宮崎医療管理専門学校	A0179
	宮崎学園短期大学	C0341

都道府県	学 校 名	区分 1 養成施設 コード
宮 崎 県	宮崎福祉医療カレッジ	A1312
	都城コアカレッジ	A1313
	九州医療科学大学 (九州保健福祉大学)	A1350
	宮崎保健福祉専門学校	A1351
	豊心福祉学園	A1539
鹿 児 島 県	鹿児島医療福祉専門学校	A0180
	鹿児島医療技術専門学校	A1199
	鹿児島女子短期大学	A1314
	奄美看護福祉専門学校	A1329
	鹿児島国際大学	A1408
	タラ美容福祉専門学校	A1521
沖 縄 県	沖縄福祉保育専門学校	A0198
	沖縄リハビリテーション福祉学院	A0199
	沖縄アカデミー専門学校	A1124
	ソーシャルワーク専門学校	A1375

福祉系高校の範囲について

(注)現在に必要な科目を履修できない学校も含まれています。

① 福祉系高等学校

※ 受験資格区分によって、学校コードが異なります。

都道府県	学 校 名	区分4 平成21年度以降入学者	区分5 特例高等学校 (平成21～25、28～30年度入学者)	区分6 平成20年度以前入学者
北 海 道	函館大妻高校	K0015		K0011
	北海道留寿都高校	K0025		K0021
	釧路明輝高校（釧路星園高校）		K0033	K0031
	北海道置戸高校	K0045		K0041
	北海道剣淵高校	K0055		K0051
	森高校		K1123	K1121
	士別東高校			K1221
	平取高校		K1823	K1821
	江陵高校	K1835		K1831
	室蘭大谷高校			K2001
	クラーク記念国際高校			K2371
青 森 県	東奥学園高校	K0065		K0061
	八戸学院光星高校（光星学院高校）			K0071
	七戸高校		K0083	K0081
	大湊高校			K1811
	青森中央高校			K1841
岩 手 県	一関第二高校		K0093	K0091
	一戸高校		K0103	K0101
	久慈東高校（久慈農林高校）		K0113	K0111
	岩手女子高校	K1235		K1231
宮 城 県	村田高校			K0121
	迫桜高校	K1455		K1451
	仙台大学附属明成高校（明成高校）	K1495		K1491
	気仙沼女子高校			K1501
	気仙沼西高校			K2151
	登米総合産業高校	K2465		
秋 田 県	合川高校（公立合川高校）			K0131
	六郷高校	K1635		K1631
山 形 県	山辺高校	K0145	K0143	K0141
	鶴岡中央高校	K1035	K1033	K1031
	酒田南高校			K1511
福 島 県	光南高校		K0153	K0151
	小野高校			K0161
	東日本国際大学附属昌平高校			K1361
	福島北高校		K1523	K1521
	いわき総合高校（内郷高校）			K1641
	相馬東高校		K1853	K1851
	富岡高校		K2013	K2011
茨 城 県	古河第二高校	K0175		K0171
	八千代高校		K0183	K0181
	大子清流高校		K1863	K1861
	鉾田第二高校		K1873	K1871
	江戸崎総合高校		K2023	K2021
	高萩清松高校	K2165	K2163	K2161
栃 木 県	真岡北陵高校	K0195		K0191
	矢板高校（塩谷高校）	K0205		K0201
	佐野松桜高校（田沼高校）	K1135		K1131
群 馬 県	吾妻中央高校（吾妻高校）	K0215		K0211
	伊勢崎興陽高校	K2175		K2171

都道府県	学 校 名	区分4 平成21年度以降入学者	区分5 特例高等学校 (平成21～25、28～30年度入学者)	区分6 平成20年度以前入学者
埼 玉 県	誠和福祉高校（不動岡誠和高校）	K0225		K0221
	小松原女子高校			K1651
	小鹿野高校		K1883	K1881
	志学会高校 〔真英舎学院高校 彰華学園高校〕		K1993	K1991
	大川学園高校		K2123	K2121
千 葉 県	松戸向陽高校（松戸矢切高校）	K0265		K0261
	文理開成高校 〔千葉未来高校 鴨川第一高校〕			K1431
東 京 都	日本女子体育大学附属二階堂高校			K1401
	蒲田女子高校	K1665		K1661
	野津田高校	K2035		K2031
	東海大学付属望星高校		K2383	K2381
	赤羽北桜高校	K2495		
神奈川県	津久井高校	K0285		K0281
	市立川崎高校	K0295		K0291
	二俣川看護福祉高校（衛生短期大学附属二俣川高校）			K1241
	横浜清風高校（明倫高校）			K1251
	白鵬女子高校			K1891
新 潟 県	加茂暁星高校			K0301
	八海高校		K0313	K0311
富 山 県	となみ野高校			K1531
	南砺福野高校 〔南砺総合高校井波高校 井波高校〕	K1775	K1773	K1771
	龍谷富山高校			K1901
石 川 県	田鶴浜高校	K0325		K0321
	鵬学園高校		K1143	K1141
	能登高校（能登青翔高校）		K1543	K1541
	金沢北陵高校		K2183	K2181
福 井 県	奥越明成高校（大野東高校）	K0335		K0331
	啓新高校	K0345		K0341
	丹南高校			K2041
山 梨 県	甲斐清和高校（甲府湯田高校）	K1415		K1411
長 野 県	上田千曲高校			K0351
	エクセラン高校	K1465		K1461
	松本国際高校 〔創造学園大学附属高校 創造学園高校〕	K2055		K2051
岐 阜 県	大垣桜高校	K0365		K0361
	飛騨高山高校（高山高校）			K1551
	坂下高校	K1675		K1671
	岐阜各務野高校	K1915		K1911
	益田清風高校			K2061
静 岡 県	知徳高校（三島高校）	K0375	K0373	K0371
	静岡女子高校	K0385		K0381
	清流館高校（吉田高校）	K0395		K0391
	富士宮東高校	K1565		K1561
	磐田北高校	K1575		K1571
	浜松修学舎高校（芥田学園高校）	K1925		K1921
	天竜高等学校	K2505		
愛 知 県	高浜高校	K0415		K0411
	古知野高校	K0425		K0421
	海翔高校	K1935		K1931
	西陵高校	K1945	K1943	K1941
	菊華高校		K2303	K2301
	宝陵高校	K2405		
三 重 県	伊賀白鳳高校（上野商業高校）	K0435		K0431
	明野高校	K0445		K0441

都道府県	学 校 名	区分4 平成21年度以降入学者	区分5 特例高等学校 (平成21～25、28～30年度入学者)	区分6 平成20年度以前入学者
三 重 県	昂学園高校		K0453	K0451
	みえ夢学園高校	K1015		K1011
	飯南高校		K1153	K1151
	いなべ総合学園高校		K1473	K1471
	朝明高校	K2195		K2191
滋 賀 県	長浜北星高校（長浜高校）	K0465		K0461
	綾羽高校	K1485		K1481
京 都 府	福知山淑徳高校			K0471
	京都聖カタリナ高校〔京都聖カタリナ女子高校〕 聖家族女子高校	K0485		K0481
	久美浜高校		K0493	K0491
	京都八幡高校	K2315		K2311
大 阪 府	松原高校			K0501
	柴島高校			K0511
	昇陽高校（淀之水高校）	K1165		K1161
	東大阪大学敬愛高校（敬愛女子高校）	K1585		K1581
	淀商業高校	K1685		K1681
	向陽台高校			K2141
	長尾谷高校		K2393	K2391
兵 庫 県	龍野北高校（新宮高校）	K0535		K0531
	日高高校	K0545		K0541
	神戸第一高校（塩原女子高校）		K0553	K0551
	日ノ本学園高校			K1171
	六甲アイランド高校			K1181
	夙川学院高校	K1395		K1391
	兵庫大学附属須磨ノ浦高校（須磨ノ浦女子高校）	K2205		K2201
	武庫荘総合高校	K2475		
奈 良 県	明石商業高校	K2515		
	宇陀高校〔榛生昇陽高校〕 榛原高校	K0565		K0561
	天理高校			K1261
和歌山県	奈良文化高校（奈良文化女子短期大学付属高校）			K2131
	有田中央高校	K1005		K1001
	国際開洋第二高校			K1021
	高野山高校	K1705		K1701
鳥 取 県	熊野高校			K2071
	境港総合技術高校	K2085		K2081
鳥 根 県	明誠高校	K0575		K0571
岡 山 県	創志学園高校（ベル学園高校）	K0585		K0581
	倉敷中央高校	K0595		K0591
	美作高校	K0605	K0603	K0601
	岡山後楽館高校			K1371
	備前緑陽高校			K1711
	倉敷翔南高校		K1723	K1721
	倉敷翠松高校			K2211
広 島 県	黒瀬高校	K0615	K0613	K0611
	世羅高校		K1733	K1731
山 口 県	周防大島高校（久賀高校）	K0635		K0631
	山口中村女子高校（中村女子高校）	K0645		K0641
	誠英高校（三田尻女子高校）			K1041
	聖光高校	K1195		K1191
	岩国総合高校			K1271
徳 島 県	城西高校		K0983	K0981
	小松島西高校	K1205		K1201
	鳴門渦潮高校（鳴門第一高校）		K1783	K1781

都道府県	学 校 名	区分4 平成21年度以降入学者	区分5 特例高等学校 (平成21～25、28～30年度入学者)	区分6 平成20年度以前入学者
香 川 県	三木高校			K0651
	飯山高校		K1053	K1051
	尽誠学園高校	K1355		K1351
	高松南高校	K2415		
愛 媛 県	松山学院高校（松山城南高校）	K0665		K0661
	北条高校		K0673	K0671
	川之石高校	K0685	K0683	K0681
	新居浜南高校		K1423	K1421
高 知 県	室戸高校		K0693	K0691
	高知中央高校			K2091
福 岡 県	杉森高校（杉森女子高校）	K0705		K0701
	久留米筑水高校	K0715		K0711
	慶成高校	K0725		K0721
	大和青藍高校（直方女子高校）	K0735		K0731
	沖学園高校		K0743	K0741
	折尾愛真高校（折尾女子学園高校）	K1065		K1061
	黒木高校			K1071
	福智高校	K1085		K1081
	飯塚高校	K1285		K1281
	啓知高校（九州女子学園高校）	K1345		K1341
	久留米学園高校			K1381
	真颯館高校			K1591
	ありあけ新世高校			K2221
	美萩野女子高校	K2235		K2231
	福岡海星女子学院高校			K2281
佐 賀 県	神埼清明高校	K0755		K0751
	北陵高校	K1295		K1291
	嬉野高校	K1445		K1441
	多久高校	K1605		K1601
長 崎 県	長崎玉成高校（玉木女子高校）	K0765		K0761
	向陽高校	K1965		K1961
	大村城南高校	K2325	K2323	K2321
	口加高校	K2485		
熊 本 県	城北高校	K0775		K0771
	菊池女子高校	K0785		K0781
	阿蘇中央高校（阿蘇清峰高校）	K0795		K0791
	熊本フェリス学院高校（熊本フェリス女子学院高校）			K1091
	有明高校	K1615		K1611
	芦北高校	K1625		K1621
	慶誠高校	K2245		K2241
	上天草高校	K2425		
大 分 県	楊志館高校			K0811
	野津高校	K0825		K0821
	大分東明高校	K0835		K0831
	別府大学附属高校			K1101
	昭和学園高校（昭和女子高校）	K1115		K1111
	大分南高校	K2445		
	佐伯豊南高校	K2455		
宮 崎 県	日章学園高校	K0845		K0841
	日南振徳高校（日南農林高校）	K0855		K0851
	小林秀峰高校（高原高校）	K0865		K0861
	妻高校	K0875		K0871
	門川高校（門川農業高校）	K0885		K0881
	都城高校	K0895		K0891

都道府県	学 校 名	区分4 平成21年度以降入学者	区分5 特例高等学校 (平成21～25、28～30年度入学者)	区分6 平成20年度以前入学者
鹿児島県	鹿児島城西高校	K0905		K0901
	出水中央高校	K0915		K0911
	加世田常潤高校	K0925		K0921
	龍桜高校（加治木女子高校）	K0935		K0931
	鳳凰高校	K0945		K0941
	神村学園高等部			K0951
	鹿児島情報高校	K0995		K0991
	薩摩中央高校（宮之城農業高校）	K1215		K1211
	尚志館高校	K1305		K1301
	樟南高校			K1311
	開陽高校	K1745		K1741
	鹿児島学芸高校			K1751
沖縄県	陽明高校		K0963	K0961
	中部農林高校			K1321
	真和志高校	K1795		K1791
	沖縄水産高校		K1803	K1801
	その他	K9995	K9993	K9991

（注） 現在は必要な科目を履修できない学校も含まれています。

技能連携校

都道府県	学 校 名	
埼玉県	大川学園高等専修学校（大川学園福祉教育専門学校）	※ 左の技能連携校で必要な科目等を履修した方の学校コードは、上表にある連携元の高等学校の学校コード番号です。
	真英舎学院保育福祉専門学校（彰華学園総合専門学校）	
	平成福祉教育専門学校	
東京都	町田家政福祉高等専修学校	
静岡県	東海文化専門学校	
愛知県	安城生活福祉高等専修学校（安城女子高等専修学校）	
	専修学校さつき調理・福祉学院	
大阪府	英風女子高等専修学校（阪神家政高等専修学校）	
	東洋学園高等専修学校	
広島県	広島生活福祉専門学校	
福岡県	福岡有明高等専修学校	
熊本県	常盤家政調理師専門学校	
沖縄県	大育高等専修学校	

（注） 現在は必要な科目を履修できない学校も含まれています。

② 福祉系高等学校専攻科

※ 受験資格区分によって、学校コードが異なります。

都道府県	学 校 名	区分4 平成21年度以降入学者	区分5 特例高等学校 (平成21～25、28～31年度入学者)	区分6 平成20年度以前入学者
北海道	星槎国際高校		K2114	K2112
	池上学院高校			K2252
秋田県	湯沢翔北高校	K2436		
茨城県	第一学院高校 高萩校（ウィザス高校）		K2264	K2262
東京都	NHK学園高校		K0974	K0972
新潟県	英智ウィル学院高校		K2274	K2272
山梨県	自然学園高校			K1982
兵庫県	第一学院高校 養父校（ウィザスナビ高校）		K2294	K2292
奈良県	宇陀高校〔榛生昇陽高校 榛原高校〕	K0566		
山口県	周防大島高校	K0636		
	その他	K9996	K9994	K9992

（注） 現在は必要な科目を履修できない学校も含まれています。

介護福祉士国家試験関係法令

1 「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)(抄)

(定義)

第2条(略)

- 2 この法律において「介護福祉士」とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護(喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。)を含む。)を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと(以下「介護等」という。)を業とする者をいう。

(社会福祉士試験の無効等・第40条第3項で介護福祉士試験に準用)

第8条 厚生労働大臣は、社会福祉士試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて社会福祉士試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料・第40条第3項で介護福祉士試験に準用)

第9条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

- 2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

(介護福祉士試験)

第40条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

- 2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。
 - 一 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - 二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - 三 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者(この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)であって、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - 四 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもののにおいて3年以上(専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上)介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
 - 五 3年以上介護等の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において6年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - 六 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

- 3 第6条、第8条及び第9条の規定は、介護福祉士試験について準用する。

(登録)

第42条 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

- 2 (略)

附則

第9条 第40条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者であって、9月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。

- 一 平成26年3月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において3年以上(専攻科において2年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上)介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者
- 二 平成28年4月1日から平成31年3月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において3年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者(次号に掲げる者を除く。)
- 三 平成28年4月1日から平成32年3月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校の専攻科(修業年限が2年以上であるものに限る。)において2年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者

改正法附則（平成19年12月5日）

第5条 附則第1条第三号に掲げる規定の施行の際現に第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第二号に規定する要件に該当する者は、第2条の規定による改正後の同法第40条第2項の規定にかかわらず、介護福祉士試験を受けることができる。

2 「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」（昭和62年政令第402号）（抄）

（受験手数料）

第12条 （略）

2 法第40条第3項において準用する法第9条第1項の受験手数料の額は、18,380円とする。

3 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号）（抄）

（介護福祉士試験の受験資格）

第21条 法第40条第2項第6号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 学校教育法による高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもののにおいて、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第5に定める高等学校等に係る教科目及び単位数を修めて、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者
- 二 インドネシア人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書10第1編第6節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。）、フィリピン人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書8第1部第6節1（b）の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフィリピン人をいう。）又はベトナム人介護福祉士候補者（平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡1（b）の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。）であって、3年以上介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。）の業務に従事した者
- 三 3年以上介護等の業務に従事した者であって、次に掲げる課程のいずれかを修了した後、法第40条第2項第5号に規定する学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - イ 法附則第11条第2項に規定する喀痰吸引等研修（別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修を除く。）の課程
 - ロ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程
 - ハ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第106号）附則第2条の規定による廃止前の訪問介護員に関する省令（ニ及びホにおいて「旧訪問介護員省令」という。）第1条に規定する1級課程
 - ニ 旧訪問介護員省令第1条に規定する2級課程
 - ホ 旧訪問介護員省令第1条に規定する3級課程
 - ヘ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程
 - ト イからへまでに掲げる課程に準ずる課程として厚生労働大臣が認める課程

（介護福祉士試験）

第22条 介護福祉士試験は、筆記の方法により行う。

附則

（介護福祉士試験の受験資格に関する経過措置）

第1条の2 第21条第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「修得したもの」とあるのは、「修得したものと及び3年以上介護等の業務に従事した者のうち、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者であって、附則第13条第3号の喀痰吸引等研修（別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修を除く。）を修了したことを証する書類の交付を受けたもの」と読み替えるものとする。

4 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(令和6年7月3日社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知)

別添2

介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等

1 介護等の業務の範囲

介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター、障害児入所施設(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。)及び指定発達支援医療機関の利用者の保護に直接従事する職員(職業指導員、心理担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要な職員を除く。)
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設(障害者総合支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。)、障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設及び更生施設の介護職員
- (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員
- (5) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (6) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (7) 整備法第3条による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (8) 指定訪問介護(介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)に該当する同法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。)若しくは指定介護予防訪問介護(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)に該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)第5条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。)又は第一号訪問事業(介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第一号訪問事業をいう。)の訪問介護員等
- (9) 指定訪問看護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護をいう。)又は指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。)において看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
- (10) 指定通所介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。)若しくは指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。)若しくは指定介護予防通所介護(指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。)若しくは指定短期入所生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。)若しくは指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。)又は第一号通所事業(介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第一号通所事業をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)の介護職員
- (11) 指定訪問入浴介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。)又は指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。)の介護職員
- (12) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(介護保険法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)に該当する同法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。)の訪問介護員等
- (13) 指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。)の訪問介護員
- (14) 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型通所介護(同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)に該当する同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンターを除く。)の介護職員
- (15) 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)の介護従業者
- (16) 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)の介護従業者
- (17) 指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスをい

う。)の介護従業者

- (18) 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。)
若しくは指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所
リハビリテーションをいう。)又は指定短期入所療養介護(指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療
養介護をいう。)若しくは指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介
護予防短期入所療養介護をいう。)を行う施設の介護職員
- (19) 指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をい
う。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定
施設入居者生活介護をいう。)又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9
項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)を行う施設の介護職員
- (20) 指定介護老人福祉施設(指定施設サービス等に該当する介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設をいう。)又は指
定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を
いう。)(特別養護老人ホームを除く。)の介護職員
- (21) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その
他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員
のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (22) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、
その主たる業務が介護等の業務である者
- (23) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定
する指定介護療養型医療施設であって、同法第8条第26項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所(以下「病棟等」
という。)における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
- (24) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
- (25) 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第1(老人医科診療
報酬点数表)において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの(同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人
入院基本料(1から4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等をいう。)に
おいて看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
- (26) 医療法第1条の5に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務で
ある者
- (27) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護事業において看護の補助の業務に従事する者のうち、その
主たる業務が介護等の業務である者
- (28) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第2条第2項に規定する国立ハンセン病療養所等における介
護員等その主たる業務が介護等の業務である者
- (29) 職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則第4項に規定する家政婦のうち、個人の家庭において就業し、その主たる
業務が介護等の業務である者
- (30) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員
- (31) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園
事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行う施設の入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護
師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)
- (32) 「在宅重度障害者通所援護事業について」(昭和62年8月6日付け社更第185号)別添(在宅重度障害者通所援護事業実施要綱)に
基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (33) 「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」(昭和54年4月11日付け児第67号)別添(知的障害者通所援護事業実施要綱)
に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (34) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」(平成26年3月31日付け障発0331第1号)による改正前の「地域生
活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(3)に基づ
く「身体障害者自立支援」又は別記11(7)に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等
の業務である者
- (35) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記1-9に基づく「移動支援事業」、別記1-11(4)
に基づく「日中一時支援」又は別記1-14(2)に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設の職員のうち、
その主たる業務が介護等の業務である者及び別記1-11(2)に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員
- (36) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づ
く地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (37) 「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」(昭和63年12月13日付け
健医発第1414号)に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの介護職員
- (38) 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施について」(平成5年7月15日付け健医発第765号)
に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施
について」(平成5年7月15日付け健医発第766号)に基づく「原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設の介護職員
- (39) 「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」(昭和50年9月19日付け衛発第547号)別添(原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱)
に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員
- (40) 介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

2 業務従事期間の計算方法

介護等の業務に従事した期間は、1の(1)から(40)までに掲げる者として現に従事した期間を通算して計算するものとし、1の(1)
から(40)までに掲げる者であった期間が通算1095日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上である場合に、
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に該当するものとする。ただし、同法附則第2条各号に該
当する者については、1の(1)から(40)までに掲げる者であった期間が通算273日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労

した日数が135日以上とする。

3 業務従事期間の認定方法

介護等の業務に従事していたことの認定は、1の(1)から(28)まで及び(30)から(40)までに掲げる者であった期間については、使用者又は施設、事業所等の長、1の(29)に掲げる者であった期間については、使用者又は有料職業紹介所の所長が発行する介護業務従事期間証明書(別記様式)に基づいて厚生労働大臣(試験事務を指定試験機関に行わせる場合にあっては、指定試験機関の長)が行う。

5 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(令和6年7月3日社援基発0703第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

1 業務従事期間の認定

過去において福祉に関する相談援助の業務又は介護等の業務に従事していた期間を有する者については、従事していた時期、現在の職業等を問わず、当該従事していた期間について業務経験を認定するものであること。

なお、業務従事期間の認定に当たっては、1日の勤務時間が短い場合であっても、1日勤務したものとみなすものとする。

2 (略)

3 介護等の業務の範囲

(1) 局長通知別添2の1に掲げる者には、次の①から③までに掲げる者(③については介護等の業務に従事している期間に限る。)が含まれること。

① 介護等の業務を行うことが業務分掌上明確になっている生活支援員等及び施設又は事業の最低基準等に定める名称以外の名称の職員(介助員等、介護等の業務が本来業務として明確に位置付けられている者が含まれる。)であって、その主たる業務が介護等の業務であるもの

② 当該施設又は事業における介護等の業務以外の業務を兼務している職員(そのことが辞令により明確になっている職員に限る。)であってその主たる業務が介護等の業務であるもの

③ 当該施設又は事業所の長であって介護等の業務を兼務しているもの

(2) 局長通知別添2の1の(1)に掲げる者には、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の委託(肢体不自由のある児童又は重症心身障害児に係るものに限る。)又は同法第27条第2項の委託を受けた施設の保育士及び看護補助者が含まれること。

また、局長通知別添2の1の(1)及び(31)に掲げる者には、介護等の業務を行うことが業務分掌上明確になっている児童指導員であって、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。

(3) 局長通知別添2の1の(2)に掲げる者には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設(障害者総合支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第2号に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場をいう。)、障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設(障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮をいう。))、「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置要綱)に規定する身体障害者福祉工場、「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に規定する知的障害者福祉工場、障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は隣保館(「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙1(隣保館デイサービス事業実施要綱)に基づく隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。)の職員であって主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。

(4) 局長通知別添2の1の(8)の第一号訪問事業及び同(10)の第一号通所事業は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の6第1号イに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限られること。

(5) 局長通知別添2の1の(9)、(23)、(25)から(28)までに掲げる者には、空床時のベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみに従事している者は含まれないこと。

(6) 局長通知別添2の1の(40)の「介護等の便宜を供与する事業」は、局長通知に掲げるものを除き、次のような事業であること。

ア 地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であって、介護等の業務を行っているもの

イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス(以下「基準該当居宅サービス」という。)又は同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス(以下「基準該当介護予防サービス」という。)を行う事業

ウ 障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業

エ 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業(これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。)であって、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス若しくは同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは第一号訪問事業(介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業(介護保険法施行規則第140条の63の6第1項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。))をいう。)又は第一号通所事業(同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業(介護保険法施行規則第140条の63の6第1項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。))をいう。)に準ずるもの

オ 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業(これらの法人

- から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。)であって、障害福祉サービス事業に準ずるもの
- (7) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等(営利法人を除く。)について、介護保険法により指定居宅サービス事業者又は基準該当居宅サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、同法による指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスを実施する前(法人格取得前の期間を含む。)からこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。
- (8) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等(営利法人を除く。)について、介護保険法により指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは基準該当介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスを実施する前(法人格取得前の期間を含む。平成18年4月1日以後に限る。)にこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。
- (9) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等(営利法人を除く。)について、障害者総合支援法により指定障害福祉サービス事業者又は基準該当障害福祉サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、障害者総合支援法による指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスを実施する前(法人格取得前の期間を含む。)からこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。
- (10) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等(営利法人を除く。)について、介護保険法により介護予防・日常生活支援総合事業の指定又は委託を受けている、又は受けることが確実な場合であって、同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施する前(法人格取得前の期間を含む。平成27年4月1日以後に限る。)にこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。
- (11) 身体障害者小規模通所授産施設又は知的障害者小規模通所授産施設を経営する者について、平成12年12月1日前からこれらと同等の施設を継続的に経営している場合は、平成12年12月1日前において当該施設に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。
- (12) 局長通知別添2の1の(35)に掲げる者には、「地域生活支援事業実施要綱の一部改正について」(平成19年6月18日付け障発第0618001号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発0801002号)の別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記6(12)に基づく「経過的デイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。

様 式

・ 廃業した施設・事業所等の実務経験について（自己申告）	69 ページ
・ 「実務経験証明書」作成依頼書	71・73・75 ページ
・ EPA 候補者確認書	77 ページ
・ 証明書提出済申出書〔過去に受験した方〕	79 ページ
・ 外国籍等確認書類貼付用紙	81 ページ
・ 受験申込書記載事項変更届	83 ページ
・ 受験申し込み後に提出する書類のあて先	85・87 ページ

廃業した施設・事業所等の実務経験について（自己申告）

「実務経験証明書」の提出が困難な受験申込者に対してご案内します。

（実務経験証明書の提出が困難な場合とは、所属していた施設・事業所が廃業（閉鎖）した場合や、施設・事業所の文書保管期間経過等の理由で記録が処分された場合等のことです。）

下記の書類は、受験申込者自身が用意・手配する必要があります。

申告内容に錯誤や虚偽があった場合は、受験資格がなくなりますので注意してください。

＜実務経験の確認に必要な提出書類＞

受験資格に必要な実務経験として、①施設・事業種類②職種③従業期間④業務従事日数のすべてを確認します。「①～④のすべての要件が確認できる書類」と69ページの「廃業した施設・事業所等の実務経験について（自己申告）」を受験申し込み時に提出してください。

①～④について、確認できる書類の例は、下記の通りです。

すべての要件を確認できない場合は、申し込みを受理することができません。

なお、実務経験の審査は、申込受付期間（令和7年8月6日（水）から9月5日（金））に提出されたものに限り行います（他の受験申込者との公平性の観点から、事前審査はできません）。

※対象となる施設・事業所が複数ある場合、各施設・事業所ごとに必要書類をとりまとめて提出してください。

①「施設・事業種類」が確認できる書類の例	
ア 閉鎖事項全部証明書 （閉鎖手続未済の場合：履歴事項全部証明書）	※ アは、最寄の法務局（支局・出張所）で入手できます。（原本を提出）
イ 法人事業所のパンフレット、ホームページ（「施設・事業種類」が確認できるページのコピー）	※ 要件が確認できれば、いずれか1点でかまいません。
ウ その他、「施設・事業」が確認できる書類	

②「職種（職名）」が確認できる書類の例	
ア 雇用契約書、雇用通知書	※ コピーを提出してください。
イ 労働契約書、労働条件書	法務局や職業安定所等公共機関にはございません。
ウ 辞令	※ 要件が確認できれば、いずれか1点でかまいません。
エ 給与明細、勤務表（職種が明記されている場合）	
オ その他、「職種」が確認できる書類	

③「従業期間（雇用期間・在籍期間・登録期間）」が確認できる書類の例	
ア 勤務表、出勤表	※ コピーを提出してください。
イ 給与明細、源泉徴収明細	※ 要件が確認できれば、いずれか1点でかまいません。
ウ 雇用保険や年金の記録に関する書類 ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ・雇用保険被保険者離職票	
エ その他、「従業期間」が確認できる書類	

④「業務従事日数（出勤日数・労働日数）」が確認できる書類の例	
ア 勤務表、出勤表	※ コピーを提出してください。
イ 給与明細	※ 要件が確認できれば、いずれか1点でかまいません。
ウ その他、「業務従事日数」が確認できる書類	

廃業した施設・事業所等の実務経験について（自己申告）

所属していた施設・事業所が廃業し存在しないこと等のため、指定様式「実務経験証明書」での証明ができませんので、「主たる業務が介護等の業務である」実務経験の内容について、確認できる資料を添えて申告します。

令和____年____月____日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

フリガナ			生年月日
氏 名			☐ 昭和 ☐ 平成____年____月____日
事項	内容	確認のため添付する書類名 同封書類□に☑をする	
施設・事業所名			
① 施設・事業種類			☐ 閉鎖事項全部証明書 ☐ 法人事業所のパンフレット、ホームページ ☐ その他（ ）
② 職種（職名）			☐ 雇用契約書、雇用通知書 ☐ 労働契約書、労働条件書 ☐ 辞令、給与明細、勤務表 ☐ その他（ ）
③ 従業期間	開始日 ☐ 平成____年____月____日から ☐ 令和____年____月____日から	終了日 ☐ 平成____年____月____日まで ☐ 令和____年____月____日まで	☐ 勤務表、出勤表 ☐ 給与明細、源泉徴収明細 ☐ 雇用保険や年金の記録書類 ☐ その他（ ）
④ 業務従事日数	____日		☐ 勤務表、出勤表 ☐ 給与明細 ☐ その他（ ）

- ※1 ①②は、33～38ページでご確認ください（コードの記載は不要）。
- ※2 上記①～④のすべてについて、確認できる資料の提出が必要です。
左面の書類の例をご確認ください。
- ※3 複数の施設・事業所について提出される場合は、各事業所ごとにこの様式を添付してください。
- ※4 すべての要件を確認できない場合は、申し込みを受理することができません。

<試験センター記入欄（この欄は記入しないでください）>

書類種類	書類数	施設	職種	期間	日数

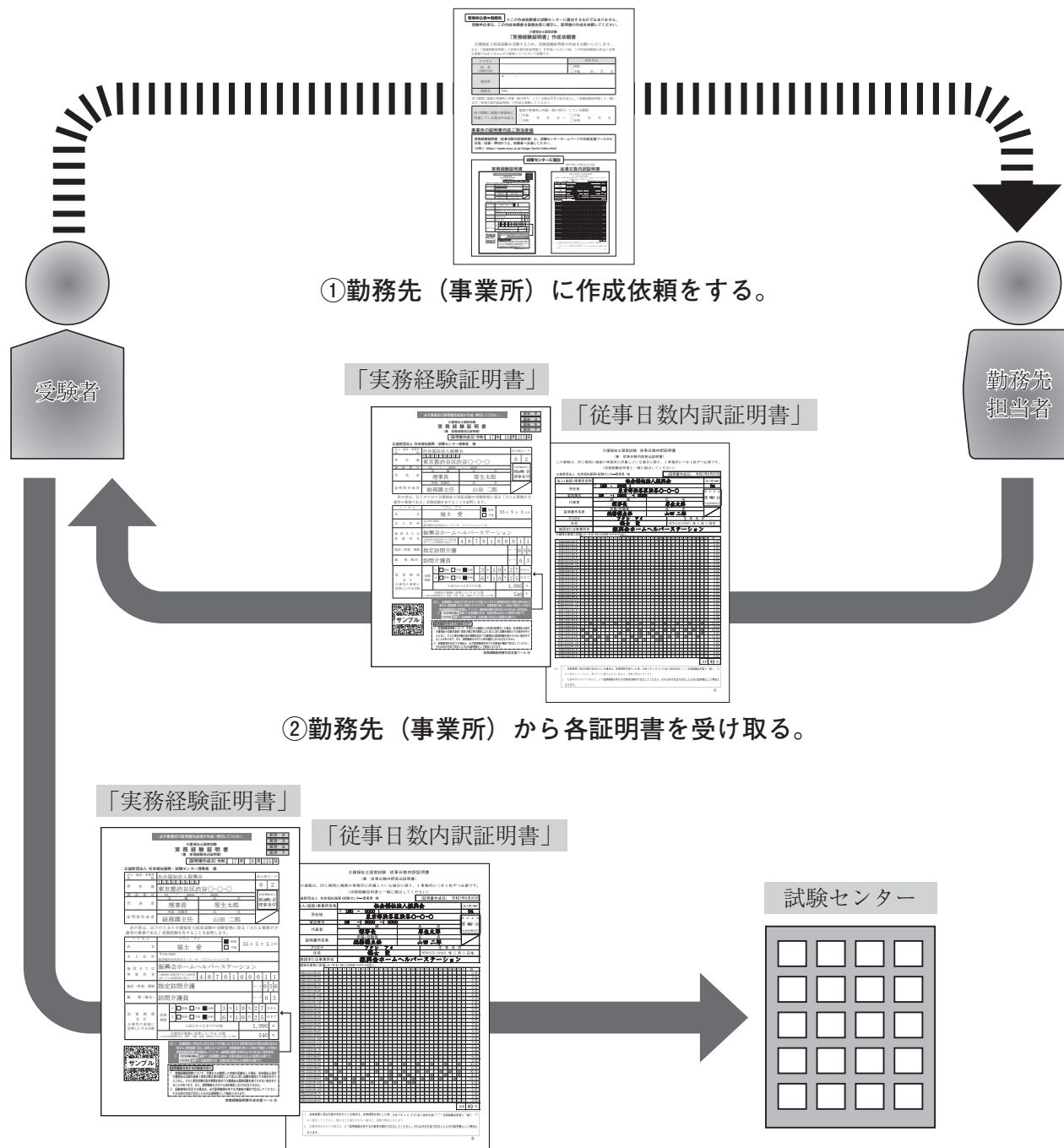
切り取り線
(点線に従って切ってください)

必ずお読みください。

実務経験ルートで受験する場合は、勤務先（事業所）が作成する「実務経験証明書」「従事日数内訳証明書」が必要です。

【イメージ】

「実務経験証明書」作成依頼書



- ① 「実務経験証明書」作成依頼書の用紙は、「実務経験証明書」（「従事日数内訳証明書」）の作成を勤務先（事業所）に依頼するための依頼用紙です。
- ② 勤務先（事業所）から「実務経験証明書」（「従事日数内訳証明書」）の原本を受け取ってください。
- ③ 勤務先（事業所）から「実務経験証明書」（「従事日数内訳証明書」）の原本を受け取ったら試験センターに提出してください。

受験申込者→勤務先

※この作成依頼書は試験センターに提出するものではありません。

受験申込者は、この作成依頼書を勤務先等に提示し、証明書の作成を依頼してください。

介護福祉士国家試験

「実務経験証明書」作成依頼書

介護福祉士国家試験を受験するため、実務経験証明書の作成をお願いいたします。
 なお、「実務経験証明書」(「従事日数内訳証明書」)を作成いただいた後、この作成依頼書は申込に必要な書類ではありませんので破棄していただいて結構です。

フリガナ	生年月日		
氏名 (受験申込者)	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日		
現住所	〒 -		
連絡先	TEL		

同じ期間に複数の事業所に所属(掛け持ち)している場合のみ下記を記入し、「実務経験証明書」と一緒に必ず「従事日数内訳証明書」の作成も依頼してください。

同じ期間に複数の事業所に所属している場合のみ記入	複数の事業所に所属(掛け持ち)している期間			
	☐ 平成	年	月	日
	☐ 令和	年	月	日

事業所の証明書作成ご担当者様

実務経験証明書(従事日数内訳証明書)は、試験センターホームページの作成支援ツールから作成・印刷・押印のうえ、依頼者へお渡しください。

(URL) <https://www.sssc.or.jp/kaigo/tools/index.html>

試験センターに提出

実務経験証明書

必ず事業所の証明書の作成者で作成・押印してください。

介護福祉士国家試験
実務経験証明書
(※実務経験証明書)

(証明書作成日) 令和 7 年 8 月 25 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人・施設・事業所名称 社会福祉法人振興会
所在地 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷〇-〇-〇
電話番号 03-0000-0000
代表者 理事長 厚生太郎
証明書作成者 総務課主任 山田 二郎

次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。

フリガナ フタシ アイ

氏名 富士 愛

氏 別 ☐ 昭和 ☒ 平成 65 年 5 月 5 日生

本人住所 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-0-0 〇〇マンション〇号

施設または事業所名 振興会ホームヘルパーステーション

施設(事業)種類 指定訪問介護

職種(職名) 訪問介護員

従事期間 従事期間 ☐ 昭和 ☒ 平成 6 年 1 月 2 日から 令和 7 年 1 月 2 日まで

介護等の業務に従事した(する)日数 1,095 日

上記①から③までの日数 540 日

実務経験証明書作成支援ツール ④

「掛け持ち」の場合のみ必要 従事日数内訳証明書

介護福祉士国家試験 従事日数内訳証明書
(※従事日数内訳証明書)

この書類は、同じ期間に複数の事業所に所属している場合に限り、1事業所につき1枚ずつ必要です。
(実務経験証明書と一緒に提出してください)

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

(証明書作成日) 令和7年8月25日

法人・施設・事業所名称 社会福祉法人振興会

所在地 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷〇-〇-〇

電話番号 03-0000-0000

代表者 理事長 厚生太郎

証明書作成者 総務課主任 山田 二郎

フリガナ フタシ アイ

氏名 富士 愛

施設または事業所名 振興会ホームヘルパーステーション

介護等の業務に従事した(する)日数内訳

事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
振興会ホームヘルパーステーション																															
計																															49

合計 49 日

(注) 1 従事期間に該当日数が含まれている場合は、従事期間を満たした後、令和8年4月10日(金)(印刷有効)までに実務経験証明書と一緒に、改めて提出してください。期日までに提出されない場合は、試験が取消となります。

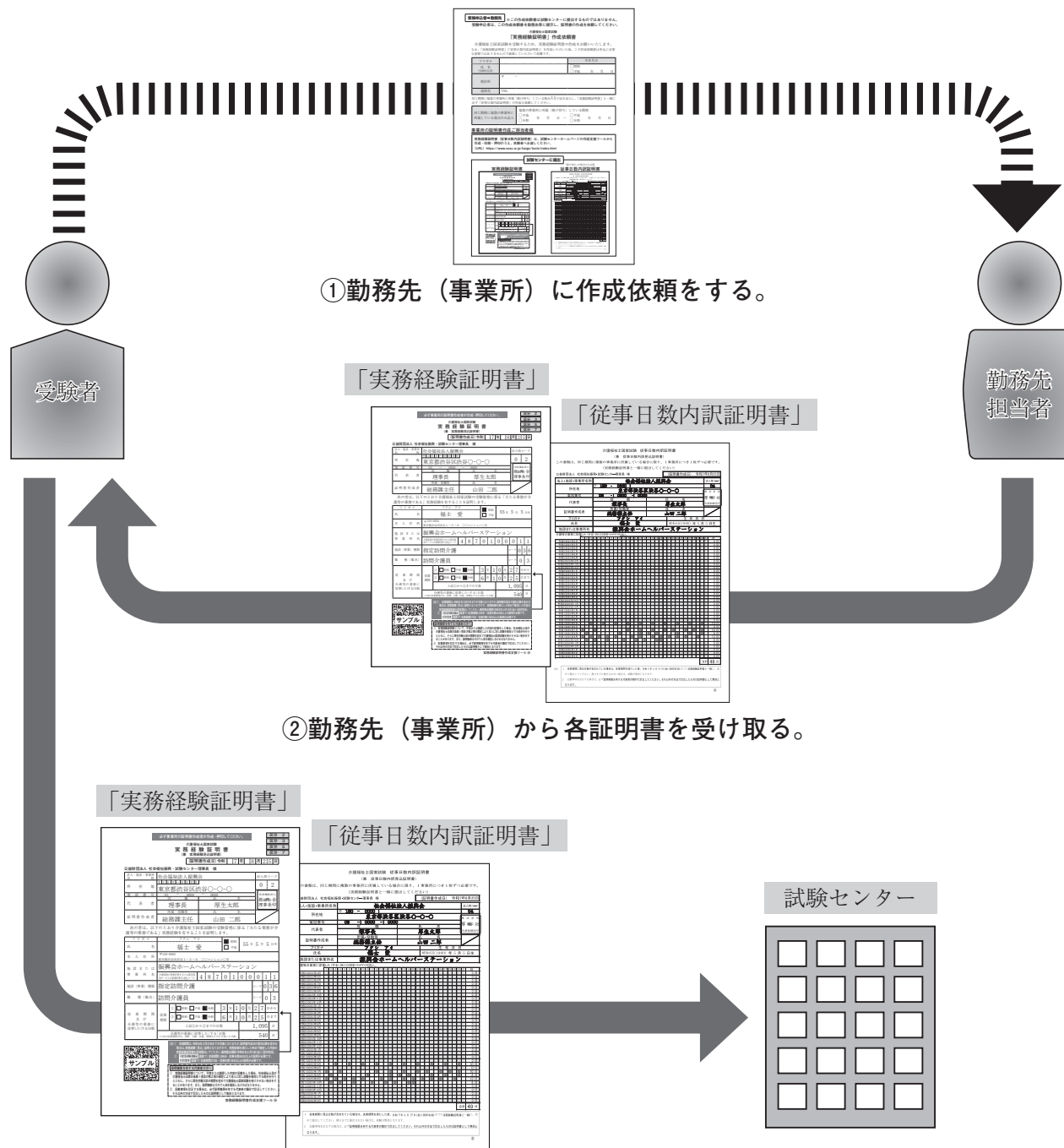
2 従事期間を訂正する場合は、必ず証明書を有する代表者の職印で訂正してください。それ以外の方法で訂正したものは証明書として無効となります。

必ずお読みください。

実務経験ルートで受験する場合は、勤務先（事業所）が作成する「実務経験証明書」「従事日数内訳証明書」が必要です。

【イメージ】

「実務経験証明書」作成依頼書



- ① 「実務経験証明書」作成依頼書の用紙は、「実務経験証明書」（「従事日数内訳証明書」）の作成を勤務先（事業所）に依頼するための依頼用紙です。
- ② 勤務先（事業所）から「実務経験証明書」（「従事日数内訳証明書」）の原本を受け取ってください。
- ③ 勤務先（事業所）から「実務経験証明書」（「従事日数内訳証明書」）の原本を受け取ったら試験センターに提出してください。

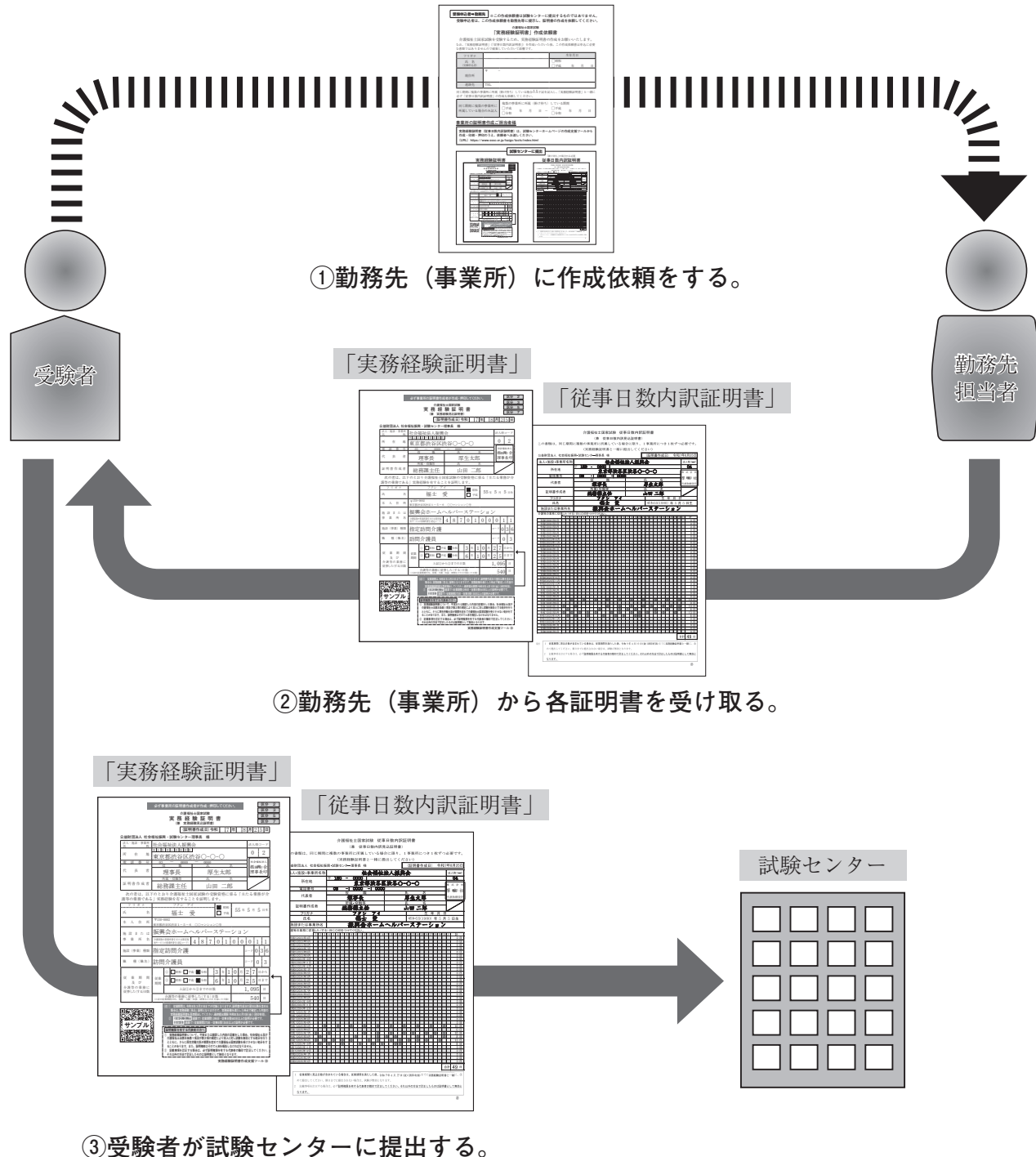
切り取り線
(点線に従って切ってください)

必ずお読みください。

実務経験ルートで受験する場合は、勤務先（事業所）が作成する「実務経験証明書」「従事日数内訳証明書」が必要です。

【イメージ】

「実務経験証明書」作成依頼書



- ① 「実務経験証明書」作成依頼書の用紙は、「実務経験証明書」（「従事日数内訳証明書」）の作成を勤務先（事業所）に依頼するための依頼用紙です。
- ② 勤務先（事業所）から「実務経験証明書」（「従事日数内訳証明書」）の原本を受け取ってください。
- ③ 勤務先（事業所）から「実務経験証明書」（「従事日数内訳証明書」）の原本を受け取ったら試験センターに提出してください。

第38回介護福祉士国家試験
E P A 候補者確認書

※ この書類の提出がないと **区分7** では申し込めできません。

私は、E P A候補者として受験資格を取得し、

区分7

で受験申し込みをします。

令和7年月日

公益財団法人　社会福祉振興・試験センター理事長　様

フリガナ								
氏名 (受験申込書に記入した氏名(アルファベット))								
生年月日	☐昭和 ☐平成 年 月 日 (西暦)年)							
候補者番号 (JICWELS管理番号)								
※　候補者番号は　アルファベット(ID・PH・VN)と数字7ケタの番号を記入してください。								
E-mailアドレス								
電話番号	※　海外の場合、国番号から記入							

「在留カード(コピー)」

「パスポート(コピー)」

貼り付け欄

※　「受験申込書に記入した氏名」、「生年月日」、「国籍」の記載がある面を貼り付けてください。

【結婚等で氏名が変更になった方のみ記入してください。】

変更前の氏名
(アルファベット)

候補者番号 (JICWELS管理番号) が不明な場合、国際厚生事業団 (JICWELS) へお問い合わせください。

公益社団法人 国際厚生事業団 (JICWELS)
E-mail : epakaigo@jicwels.jp
電 話 : 03-6206-1198

証明書提出済申出書

※ この「証明書提出済申出書」のみの提出では、受験申し込みできません。受験申込書等の書類の提出が必要です。

私は、過去に行われた介護福祉士国家試験（第10回～第37回試験）において、確定した実務経験証明書等を提出しました。つきましては、第38回介護福祉士国家試験の申し込みをするにあたり、確定している事項の証明書の代わりに受験票等を提出することを申し出ます。

令和7年 ____ 月 ____ 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

受験票と同じ氏名を右の欄に記入してください。 今回の受験申込書の氏名と、右の欄に記入した氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を同封してください。	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	☐ 昭和 _____ 年 ____ 月 ____ 日 ☐ 平成 _____ 年 ____ 月 ____ 日

以下の□欄は、受験資格区分と、過去に提出した「証明書（「見込証明書」を除く）」を塗りつぶしてください。

受験資格区分	☐ 区分1	☐ 卒業証明書を提出済 ☐ (委託訓練修了証明書)を提出済	
	☐ 区分2	☐ 実務経験証明書を提出済	☐ 実務者研修修了証明書を提出済
	☐ 区分3	☐ 実務経験証明書を提出済	☐ 介護職員基礎研修修了証明書及び ☐ 認定特定行為業務従事者認定証または 喀痰吸引等研修修了証明書を提出済
	☐ 区分4	☐ 卒業証明書を提出済	
	☐ 区分5	☐ (特例高校) 卒業証明書及び 実務経験証明書を提出済	
	☐ 区分6	☐ 卒業証明書・教科目(科目)及び 単位履修証明書を提出済	
	☐ 区分7	☐ 実務経験証明書を提出済	

「受験票」貼り付け欄

試験実施回と受験番号がおもてになるように
貼り付けてください。

※ 受験票等を紛失した場合は、貼り付ける必要はありません。

参照ページ	「受験の手引」 23ページ
使用する 筆記具	ボールペン

第38回介護福祉士国家試験
外国籍等確認書類貼付用紙

1 ふりがな付き問題用紙の使用 及び 試験時間の延長は希望しますか？

該当する□を塗りつぶしてください。

☐ 希望する（通常の問題用紙は配付されません。）

→ 【外国籍の方】在留カードまたは特別永住者証明書等の外国の国籍を証する書類のコピーを貼りつけてください。

→ 【日本に帰化した方】戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）等の従前の国籍を証する書類のコピーをホッチキスで止めてください。

☐ 希望しない

2 特定技能1号もしくは技能実習の方は、「在留カード(コピー)」等を貼り付けてください。

フリガナ			
氏 名 (受験申込書に記入した氏名)			
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 (西暦	年	月 日
国 籍 (帰化された方は従前の国籍)			

「在留カード(コピー)」等
貼り付け欄

※「受験申込書」に記載した氏名、生年月日、国籍の記載がある面を貼り付けてください。

切り取り線
(点線に従って切ってください)

第38回介護福祉士国家試験
受験申込書記載事項変更届

変更前

令和 年 月 日

各事項を必ず記入してください	フリガナ			性別
	申込時の氏名	(姓)	(名)	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 (西暦) 年 月 日		
	フリガナ			
	申込時の住所	〒 - 都道府県		
		電話番号 () 携帯電話番号 ()		



変更後

令和7年12月12日以降に第38回試験の受験票が到着した場合は記入		K																		
変更のあった事項のみ記入してください	フリガナ			性別																
	新氏名	(姓)	(名)																	
	フリガナ																			
	新住所	〒 - 都道府県																		
		電話番号 () 携帯電話番号 ()																		

- ※ 裏面の注意事項をお読みください。
※ 送付先等については、85・87ページ参照。

【受験申込書記載事項変更届を提出する際の注意事項】

- ① この「受験申込書記載事項変更届」は**受験申し込み後から**、住所、氏名等が変更になった場合に使用してください。
- ② 受験申し込み後から、この「受験申込書記載事項変更届」により住所、氏名等の変更を届け出る場合は、住民票、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）等の同封は必要ありません。
- ③ 提出方法は、85・87ページを参照してください。
- ④ 提出された変更届により受験票等の住所、氏名等が変更されるのは、それぞれ次の日までに到着したものです。
それ以降に到着したものは、変更前の住所、氏名等が印字されたものになります。
住所変更の際には、郵便局にも「転居届」を出してください。
「転居届」は郵便局にあります。

受験票	：令和7年11月14日(金)着
結果通知	：令和8年2月18日(水)着 (合格発表)

※ 第38回介護福祉士試験と併せて、第38回社会福祉士と第28回精神保健福祉士の試験を受験する場合は、社会福祉士・精神保健福祉士の「受験の手引」内の「受験申込書記載事項変更届」も提出してください。



やまおり

【ポスト投函禁止】

切手を
貼ってください

郵便局の窓口
に差し出して
ください

〒150-0002
東京都渋谷区渋谷1-5-6
SEMPOSビル

公益財団法人
社会福祉振興・試験センター
介護係

簡
易
書
留

- ※1 この封筒の記入欄と塗りつぶし部分は、ボールペンで記入してください。
- ※2 受験申し込み後に提出する書類等を送付する際は、不着等の事故を防止するため、ポストに入れず郵便局の窓口にて必ず「簡易書留」で郵送してください。
簡易書留の控えは、結果通知を受け取るまで保管しておいてください。
簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合は、試験センターでは責任を負いません。
- ※3 封入する書類は、折り曲げて入れて、しっかり封をしてください。
- ※4 ご自身で用意した封筒（大きさ自由）を使用しても結構です。

やまおり

封入した書類（原本）の□を塗りつぶしてください。

- ☐ 受験申込書記載事項変更届（住所、氏名等を変更した場合）
- ☐ 実務経験証明書（実務経験が確定した場合）
- ☐ 実務経験証明書＋従事日数内訳証明書（同じ期間に複数の事業所に所属している場合）
- ☐ 実務者研修修了証明書（実務者研修を修了した場合）
- ☐ 卒業証明書（養成施設・福祉系高校を卒業した場合）
- ☐ その他【書類名： 】（上記以外の書類を提出する場合）

受験申込者 氏 名	
住 所	〒 ー 都 道 府 県



書類を入れてから裏側と貼り合わせてください

のりが乾いてから
書類を入れてください

下側と貼り合わせてください

下側と貼り合わせてください

のりしろ

のりしろ



やまおり

【ポスト投函禁止】

切手を
貼ってください

郵便局の窓口
に差し出して
ください

〒150-0002
東京都渋谷区渋谷1-5-6
SEMPOSビル

公益財団法人
社会福祉振興・試験センター
介護係

簡
易
書
留

- ※1 この封筒の記入欄と塗りつぶし部分は、ボールペンで記入してください。
- ※2 受験申し込み後に提出する書類等を送付する際は、不着等の事故を防止するため、ポストに入れず郵便局の窓口にて必ず「簡易書留」で郵送してください。
簡易書留の控えは、結果通知を受け取るまで保管しておいてください。
簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合は、試験センターでは責任を負いません。
- ※3 封入する書類は、折り曲げて入れて、しっかり封をしてください。
- ※4 ご自身で用意した封筒（大きさ自由）を使用しても結構です。

やまおり

封入した書類（原本）の□を塗りつぶしてください。

- ☐ 受験申込書記載事項変更届（住所、氏名等を変更した場合）
- ☐ 実務経験証明書（実務経験が確定した場合）
- ☐ 実務経験証明書＋従事日数内訳証明書（同じ期間に複数の事業所に所属している場合）
- ☐ 実務者研修修了証明書（実務者研修を修了した場合）
- ☐ 卒業証明書（養成施設・福祉系高校を卒業した場合）
- ☐ その他【書類名： 】（上記以外の書類を提出する場合）

受験申込者 氏 名	
住 所	〒 ー 都 道 府 県



書類を入れてから裏側と貼り合わせてください

のりが乾いてから
書類を入れてください

下側と貼り合わせてください

下側と貼り合わせてください

のりしろ

のりしろ

個人情報保護

- 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター(以下「試験センター」という。)は、社会福祉の振興発展に寄与することを目的とする公益法人として、個人情報保護の重要性を十分に認識し、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)をはじめ、関連法令、ガイドライン等を遵守して、保有する個人情報の保護につき、適正に取り扱うとともに、安全管理に的確な措置を講じています。
- 試験センターが保有する個人情報は、利用目的を特定し、試験センターが行う業務を遂行するために必要な範囲内において使用するものです。
また、試験センターにいただいたお電話については適切な対応をさせていただくため、録音する場合があります。
- 試験センターは、事前にご本人の同意を得ている場合や法令等に基づき許容される範囲を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。
なお、試験センターの業務を円滑に遂行するため、ご利用者の個人情報の取扱いを委託業者に委託する場合があります。
この場合、個人情報の安全管理対策を講じている事業者を選定し、かつ、守秘義務に関する条項を含む契約等を締結します。また、取扱・管理が十分であるか確認・指導し、個人情報の保護に努めます。
- 詳細は試験センターホームページに掲載しています。
<https://www.sssc.or.jp/privacy/>

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6 SEMPOSビル

(試験室電話) 03 (3486) 7521 (平日9:30~17:00)

(URL) <https://www.sssc.or.jp/>



電話番号をよくお確かめのうえ、かけ間違いのないようお願いいたします。

受 験 票	重要 受験票の受験資格欄等に「見込」と記載がある方は、「改めて提出する書類」欄に記載されている証明書を、下記期限までに再度提出してください。 証明書の提出が無い場合、試験は無効となり、結果通知は発送いたしません。 【書類提出期限】			
	提出書類	該当ページ	対象区分	提出期限
	卒業証明書 [養成施設]・卒業証明書 [福祉系高校]	P24・P40	区分 1、4	令和 8 年 4 月 10 日（金） 消印有効
	実務経験証明書・従事日数内訳証明書	P26～29	区分 2、3、5、7	
	実務者研修修了証明書	P25	区分 2	
	認定特定行為業務従事者認定証・ 喀痰吸引等研修修了証明書	P39	区分 3	

合 格 発 表	ホームページ掲載 https://www.sssc.or.jp/ 	令和 8 年 3 月 16 日（月）14 時 合格者の受験番号を掲載 ※ 合格発表直後の時間帯は、ホームページが混み合い繋がりにくくなる場合があります。時間をおいて閲覧してください。
	結 果 通 知	令和 8 年 3 月 19 日（木）発送 ○ 合格者には、合格証書及び登録申請書類を送付します。 不合格者にはその旨を通知します。 ○ 結果通知に併せて、試験の総得点、各科目群の得点及び無得点科目群、<u>パートごとの試験結果及び受験免除の有効期限などを通知します。</u> ○ この日に東京都内の郵便局から発送します。お手元に届くまで最大10日間かかります。 ※ 3 月 26 日（木）になっても届かない場合は、試験センターに電話で問い合わせてください。なお、受験票に「見込」の記載があり、合格発表以降に改めて必要書類を提出した方については、結果通知がお手元に届くまでに 2 週間程度かかります。

登 録	介 護 福 祉 士 資 格 取 得	「介護福祉士」となるには申請し、登録する必要があります。登録をしなければ「介護福祉士」の名称を用いることはできません。
	登 録 の 申 請	登録の申請書を試験センターが受理してから登録証が申請者のお手元に届くまで、1 ヶ月半程度かかります。 ※ 登録免許税の納付及び登録手数料の払い込みが必要となります。 ※ 登録申請時に、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）または本籍を記載した住民票のいずれかが必要となります。 ※ 詳細は、合格証書等に同封される、「登録の手引」を参照してください。

予告 次回（第39回）試験からは、すべての受験者を対象にインターネットによる受験申し込みができるように準備中です。このため、「受験の手引」（冊子）の配付は原則行わないことを予定していますのでご了承ください。